

土木工事請負共通仕様書

共通編

平成 30 年 8 月

クリアウォーター-OSAKA 株式会社

土木工事請負共通仕様書（共通編）

この仕様書は、クリアウォーターOSAKA（株）が発注する土木工事に使用するものである。「工事請負共通仕様書（共通）（平成 23 年 3 月）・工事請負共通仕様書の一部改訂（平成 23 年 12 月）大阪市建設局」に準ずるものであり、また、本書に掲載省略や定めのないものについても同様とする。

土木工事請負共通仕様書（共通編）目次

第1章 総則.....	1章 - 1
第1節 一般事項.....	1章 - 1
共 - 1 - 1 - 1 - 1 適用.....	1章 - 1
共 - 1 - 1 - 1 - 2 用語の定義.....	1章 - 1
共 - 1 - 1 - 1 - 3 設計図書の照査等.....	1章 - 4
共 - 1 - 1 - 1 - 4 請負代金内訳書.....	1章 - 4
共 - 1 - 1 - 1 - 5 工程表.....	1章 - 5
共 - 1 - 1 - 1 - 6 施工計画書.....	1章 - 5
共 - 1 - 1 - 1 - 7 CORINSへの登録.....	1章 - 5
共 - 1 - 1 - 1 - 8 監督職員.....	1章 - 6
共 - 1 - 1 - 1 - 9 用地の使用.....	1章 - 6
共 - 1 - 1 - 1 - 10 工事の着手.....	1章 - 7
共 - 1 - 1 - 1 - 11 調査・試験に対する協力.....	1章 - 7
共 - 1 - 1 - 1 - 12 設計図書の変更.....	1章 - 7
共 - 1 - 1 - 1 - 13 工期変更.....	1章 - 7
共 - 1 - 1 - 1 - 14 支給品.....	1章 - 8
共 - 1 - 1 - 1 - 15 工事現場発生品.....	1章 - 8
共 - 1 - 1 - 1 - 16 部分使用.....	1章 - 9
共 - 1 - 1 - 1 - 17 履行報告.....	1章 - 9
共 - 1 - 1 - 1 - 18 工事関係者に対する措置請求.....	1章 - 9
共 - 1 - 1 - 1 - 19 後片付け.....	1章 - 9
共 - 1 - 1 - 1 - 20 事故報告書.....	1章 - 9
共 - 1 - 1 - 1 - 21 文化財の保護.....	1章 - 10
共 - 1 - 1 - 1 - 22 諸法令等の遵守.....	1章 - 10
共 - 1 - 1 - 1 - 23 官公庁等への手続等.....	1章 - 12
共 - 1 - 1 - 1 - 24 電力、水道等.....	1章 - 13
共 - 1 - 1 - 1 - 25 現場事務所.....	1章 - 13
共 - 1 - 1 - 1 - 26 提出書類.....	1章 - 14
共 - 1 - 1 - 1 - 27 不可抗力による損害.....	1章 - 14
共 - 1 - 1 - 1 - 28 施設等の管理責任.....	1章 - 14
共 - 1 - 1 - 1 - 29 特許権等.....	1章 - 15
共 - 1 - 1 - 1 - 30 工事従事者の管理.....	1章 - 15
共 - 1 - 1 - 1 - 31 保険の付保及び事故の補償.....	1章 - 15
共 - 1 - 1 - 1 - 32 現地調査.....	1章 - 16

共 - 1 - 1 - 1 - 3 3 臨機の措置.....	1 章 - 17
共 - 1 - 1 - 1 - 3 4 暴力団等の排除について.....	1 章 - 17
第 2 節 施工体制.....	1 章 - 17
共 - 1 - 1 - 2 - 1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等.....	1 章 - 18
共 - 1 - 1 - 2 - 2 工事の下請負.....	1 章 - 19
共 - 1 - 1 - 2 - 3 施工体制台帳.....	1 章 - 20
共 - 1 - 1 - 2 - 4 工事担当技術者台帳.....	1 章 - 20
共 - 1 - 1 - 2 - 5 施工体制の確認.....	1 章 - 20
共 - 1 - 1 - 2 - 6 受注者相互の協力.....	1 章 - 21
共 - 1 - 1 - 2 - 7 工事の一時中止.....	1 章 - 21
第 3 節 施工管理.....	1 章 - 21
共 - 1 - 1 - 3 - 1 建設副産物.....	1 章 - 21
共 - 1 - 1 - 3 - 2 数量の算出及び完成図.....	1 章 - 23
共 - 1 - 1 - 3 - 3 施工管理.....	1 章 - 24
共 - 1 - 1 - 3 - 4 環境対策.....	1 章 - 25
共 - 1 - 1 - 3 - 5 工事公害の防止.....	1 章 - 28
共 - 1 - 1 - 3 - 6 車種規制非適合車の運行規制.....	1 章 - 28
共 - 1 - 1 - 3 - 7 施工時期及び施工時間の変更.....	1 章 - 28
共 - 1 - 1 - 3 - 8 工事測量.....	1 章 - 28
共 - 1 - 1 - 3 - 9 仮設物等の管理.....	1 章 - 29
第 4 節 安全管理.....	1 章 - 30
共 - 1 - 1 - 4 - 1 工事中の安全確保.....	1 章 - 30
共 - 1 - 1 - 4 - 2 安全管理組織.....	1 章 - 32
共 - 1 - 1 - 4 - 3 安全教育.....	1 章 - 33
共 - 1 - 1 - 4 - 4 酸素欠乏症等防止対策.....	1 章 - 33
共 - 1 - 1 - 4 - 5 緊急時の体制.....	1 章 - 33
共 - 1 - 1 - 4 - 6 火災及び爆発の防止.....	1 章 - 34
共 - 1 - 1 - 4 - 7 交通安全管理.....	1 章 - 34
第 5 節 検査等、立会及び工事請負代金等の請求.....	1 章 - 36
共 - 1 - 1 - 5 - 1 監督職員による検査(確認を含む)及び立会.....	1 章 - 36
共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項.....	1 章 - 37
共 - 1 - 1 - 5 - 3 工事完成検査.....	1 章 - 37
共 - 1 - 1 - 5 - 4 指定部分の工事に係る完成検査.....	1 章 - 38
共 - 1 - 1 - 5 - 5 部分払検査.....	1 章 - 38
共 - 1 - 1 - 5 - 6 現場確認検査.....	1 章 - 39
共 - 1 - 1 - 5 - 7 中間出来高検査.....	1 章 - 39

共 - 1 - 1 - 5 - 8 工事請負代金等の請求.....	1 章 - 39
第2章 工事材料.....	2 章 - 1
第1節 一般事項.....	2 章 - 1
共 - 1 - 2 - 1 - 1 適用.....	2 章 - 1
共 - 1 - 2 - 1 - 2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）.....	2 章 - 1
第2節 土木工事材料.....	2 章 - 2
共 - 1 - 2 - 2 - 1 土.....	2 章 - 2
共 - 1 - 2 - 2 - 2 石及び砂.....	2 章 - 3
共 - 1 - 2 - 2 - 3 骨材.....	2 章 - 3
共 - 1 - 2 - 2 - 4 木材.....	2 章 - 14
共 - 1 - 2 - 2 - 5 鋼材.....	2 章 - 14
共 - 1 - 2 - 2 - 6 セメント及び混和材料.....	2 章 - 19
共 - 1 - 2 - 2 - 7 セメントコンクリート製品.....	2 章 - 23
共 - 1 - 2 - 2 - 8 瀝青材料.....	2 章 - 23
共 - 1 - 2 - 2 - 9 芝.....	2 章 - 30
共 - 1 - 2 - 2 - 10 目地材料.....	2 章 - 30
共 - 1 - 2 - 2 - 11 塗料.....	2 章 - 30
共 - 1 - 2 - 2 - 12 道路標識及び区画線.....	2 章 - 30
共 - 1 - 2 - 2 - 13 その他.....	2 章 - 30
第3節 下水道施設土木工事材料.....	2 章 - 32
共 - 1 - 2 - 3 - 1 適用.....	2 章 - 32
共 - 1 - 2 - 3 - 2 使用材料.....	2 章 - 32
共 - 1 - 2 - 3 - 3 改良土.....	2 章 - 32
共 - 1 - 2 - 3 - 4 下水汚泥溶融スラグおよび同混合改良土.....	2 章 - 32
共 - 1 - 2 - 3 - 5 再生砂.....	2 章 - 33
共 - 1 - 2 - 3 - 6 購入土.....	2 章 - 33
共 - 1 - 2 - 3 - 8 石材及び骨材.....	2 章 - 33
共 - 1 - 2 - 3 - 9 木材.....	2 章 - 34
共 - 1 - 2 - 3 - 10 鋼材.....	2 章 - 34
共 - 1 - 2 - 3 - 11 既製杭.....	2 章 - 35
共 - 1 - 2 - 3 - 12 セメント及び混和材料.....	2 章 - 35
共 - 1 - 2 - 3 - 13 コンクリート及びモルタル.....	2 章 - 35
共 - 1 - 2 - 3 - 14 下水道施設用材料.....	2 章 - 37
共 - 1 - 2 - 3 - 15 舗装用材料.....	2 章 - 38
共 - 1 - 2 - 3 - 16 許容応力度.....	2 章 - 39
共 - 1 - 2 - 3 - 17 その他.....	2 章 - 42

3章 無筋・鉄筋コンクリート	3章 - 1
第1節 適用	3章 - 1
第2節 適用すべき諸基準	3章 - 1
第3節 レディーミクストコンクリート	3章 - 2
共 - 1 - 3 - 3 - 1 一般事項	3章 - 2
共 - 1 - 3 - 3 - 2 工場の選定	3章 - 2
共 - 1 - 3 - 3 - 3 配合	3章 - 3
第4節 コンクリートミキサー船	3章 - 4
第5節 現場練りコンクリート	3章 - 4
共 - 1 - 3 - 5 - 1 一般事項	3章 - 4
共 - 1 - 3 - 5 - 2 材料の貯蔵	3章 - 4
共 - 1 - 3 - 5 - 3 配合	3章 - 4
共 - 1 - 3 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ	3章 - 4
第6節 運搬・打設	3章 - 6
共 - 1 - 3 - 6 - 1 一般事項	3章 - 6
共 - 1 - 3 - 6 - 2 準備	3章 - 6
共 - 1 - 3 - 6 - 3 運搬	3章 - 6
共 - 1 - 3 - 6 - 4 打設	3章 - 7
共 - 1 - 3 - 6 - 5 締固め	3章 - 7
共 - 1 - 3 - 6 - 6 沈下ひびわれに対する処置	3章 - 7
共 - 1 - 3 - 6 - 7 打継目	3章 - 7
共 - 1 - 3 - 6 - 8 表面仕上げ	3章 - 8
共 - 1 - 3 - 6 - 9 養生	3章 - 8
第7節 鉄筋工	3章 - 9
第8節 型枠・支保	3章 - 9
共 - 1 - 3 - 8 - 1 一般事項	3章 - 9
共 - 1 - 3 - 8 - 2 構造	3章 - 9
共 - 1 - 3 - 8 - 3 組立て	3章 - 9
共 - 1 - 3 - 8 - 4 取外し	3章 - 9
第9節 暑中コンクリート	3章 - 10
共 - 1 - 3 - 9 - 1 一般事項	3章 - 10
共 - 1 - 3 - 9 - 2 施工	3章 - 10
共 - 1 - 3 - 9 - 3 養生	3章 - 11
第10節 寒中コンクリート	3章 - 11
共 - 1 - 3 - 10 - 1 一般事項	3章 - 11
共 - 1 - 3 - 10 - 2 施工	3章 - 11

共 - 1 - 3 - 10 - 3 養生.....	3 章 - 12
第 1 1 節 マスコンクリート.....	3 章 - 13
第 1 2 節 水中コンクリート.....	3 章 - 13
第 1 3 節 水中不分離性コンクリート.....	3 章 - 13
第 1 4 節 プレパックドコンクリート.....	3 章 - 13
第 1 5 節 袋詰コンクリート.....	3 章 - 13
第 1 6 節 超速硬コンクリート.....	3 章 - 13

第1章 総則

第1節 一般事項

共 - 1 - 1 - 1 - 1 適用

- 1 この土木工事請負共通仕様書（共通編）及び土木工事請負共通仕様書（工事編）に掲げる工事仕様基準類（これらを総称して以下「共通仕様書」という。）は、クリアウォーターOSAKA 株式会社（以下「当会社」という。）が請負契約により施行する工事（以下「工事」という。）に適用する。
- 2 共通仕様書は、工事に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 3 受注者は、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守するとともに、諸法令等（設計図書に定める通達・指針類を含む。）に定められる各種の責任者、作業主任者、または技術者等が所定の業務に従事するよう管理しなければならない。
- 4 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事内訳若しくは工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書に優先する。
- 5 特記仕様書、図面、工事内訳若しくは工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 6 設計図書は、S I単位を使用する。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。
- 7 工事には、当会社の定める土木工事請負等検査要領を適用する。

共 - 1 - 1 - 1 - 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、クリアウォーターOSAKA 株式会社をいう。
- 2 「受注者」とは、工事の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約書第10条第1項に基づき、発注者が定める当会社の監督職員、補助監督職員、監督補助者（監督担当職員）を総称していう。
 - (1) 監督職員とは、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）の指揮監督並びに工事監督業務の掌理を行う者をいう。
 - (2) 補助監督職員とは、監督補助者（監督担当職員）の指揮監督並びに工事監督業務の掌理を行う者をいう。
 - (3) 監督補助者（監督担当職員）とは、工事監督業務の掌理を行う者をいう。

- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 「設計図書」とは、仕様書、工事設計書（図面及び工事内訳（各号明細書、各種数量計算書及び代価表を含む。）若しくは工事数量総括表などを含む。）及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 6 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事毎に規定される特記仕様書を総称している。
- 7 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 8 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細、または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- 9 「質問回答書」とは、工事の入札参加者からの契約条件等への質問に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 10 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更、または追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 11 「工事内訳若しくは工事数量総括表」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 12 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 13 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が、書面により同意することをいう。
- 14 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 15 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面、またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 16 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面及びその他の資料を示し、説明することをいう。
- 17 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- 18 「通知」とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名若しくは押印したもの、または発注者若しくは監督職員の書面を有効とする。

- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 20 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 21 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 22 「受理」とは、契約図書に基づき、監督職員、受注者が相互に提出された書類を受け取り、内容を把握することをいう。
- 23 「了解」とは、受注者が監督職員の指示を理解して聞き入れることをいう。
- 24 「届出」とは、受注者が監督職員に対し、工事に関する事項について書面をもって届け出ることをいう。
- 25 「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 39 条、第 40 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 26 「現場確認検査」とは、給付の完了の確認を行うことが困難等となる前に受注者の請求に基づき、検査職員が工事検査に先立って出来形及び管理状況の確認を行うことをいう。
- 27 「中間出来高検査」とは、当会社の定める土木工事請負中間出来高検査細則に基づき、検査職員が工事の施工途中で出来形及び管理状況の確認を行うことをいう。ただし、工事請負代金の支払いを伴うものではない。
- 28 「検査職員」とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査、現場確認検査及び中間出来高検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 29 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合は監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
- 30 「現場納入」とは、監督職員が承諾、または設計図書で指定する工事現場の当該箇所に受注者が資器材及び機器類を納めることをいう。ただし、機器類にあつては、その作動が確認できなければならない。
- 31 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた契約書に記載した着工期日から完成期限までの期間をいう。
- 32 「工事開始日」とは、前項に規定する着工期日、または設計図書において規定する着工期日をいう。
- 33 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設、工事現場測量、または監督職員が承諾した行為を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。
- 34 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

- 35 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 36 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要となるものをいう。
- 37 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地、または水面の区域をいう。
- 38 「工事現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書等で明確に指定される場所をいう。
- 39 「S I」とは、国際単位系をいう。
- 40 「現場発生品」とは、工事の施工により工事現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 41 「J I S規格」とは、日本工業規格をいう。
- 42 「J S W A S規格」とは、日本下水道協会規格をいう。

共 - 1 - 1 - 1 - 3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図、または複写した図面等（電子情報を含む。）を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、工事費見積りにあたって、設計図書を吟味するとともに工事現場を十分調査して工事内容を理解しておかなければならない。
- 3 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、工事現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明、または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 4 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 4 請負代金内訳書

- 1 受注者は、契約書第 4 条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を設計図書の工事内訳若しくは工事数量総括表に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。また、契約の変更についても同様とする。ただし、内訳書は、この土木工事請負共通仕様書（共通編）添付資料（以下「添付資料」という。）「1 提出書類の様式」に掲載する所定の提出様式（以下「所定様式」という。）により作成するものとする。
- 2 監督職員または発注者は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 5 工程表

受注者は、契約書第4条に規定する工程表を所定様式により作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし、工程は、契約書に明記した完成期限までに工事目的物を発注者に引渡すものでなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 6 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手する15日前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、施工手順や工法等は、当該施設管理者との協議に適合したものとする。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に設計図書に定める事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- 2 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等工事区域の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- 3 受注者は、道路排水施設、河川、下水道施設に仮締切施設等を設置する場合は、施工について監督職員と協議のうえ、その施工手順（撤去を含む。）及び維持管理・点検方法を施工計画書に記載しなければならない。
- 4 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 7 CORINSへの登録

受注者は、受注時及び変更時において工事請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」（登録機関の様式をダウンロード、印刷による。）を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、この登録に係る発注機関名はクリアウォーターOSAKA株式会社とする。

受注者は、登録の都度、「登録内容確認書（工事实績）」（登録機関の様式をダウンロード、印刷による。）を監督職員に提出しなければならない。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

（「登録機関」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターをいう。登録手続 Web ページは「<http://ct.jacic.or.jp/>」による。）

共 - 1 - 1 - 1 - 8 監督職員

- 1 発注者は、工事における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。ただし、監督職員の氏名については、当該監督所管から通知を行う。
- 2 受注者には、主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。
- 3 当該工事における監督職員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。また、当会社職員も同様の権限を有するものであり、受注者は、当会社職員から指示等を受けた場合は、これに従わなければならない。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合及びその他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。

口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 9 用地の使用

- 1 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等について、必要な届出を行うとともに善良なる管理者の注意をもって維持・管理を行うものとし、目的外に使用してはならない。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地は、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠、または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用、または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情、または紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め、または監督職員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

共 - 1 - 1 - 1 - 10 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める着工期日以降 30 日以内に着手しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 11 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自ら、または発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、調査・試験等の成果を発表する場合は、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 12 設計図書の変更

- 1 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。
- 2 受注者は、契約書第 19 条第 1 項に規定する確認を請求した結果、設計図書の訂正、または変更が必要となる場合は、所定様式による設計変更協議書に関係図面、数量計算書及び参考資料（「設計変更履歴一覧表（所定様式による。）」を含む。）を添付した書類（以下「設計変更協議書類」という。）を作成し、設計変更協議書類及びその写しを監督職員に提出しなければならない。設計変更協議書類の写しの提出は、監督職員の指示により省くことができる。
- 3 監督職員は、契約書第 19 条第 4 項に規定する設計図書の訂正または変更、契約書第 20 条に規定する設計図書の変更、契約書第 31 条第 1 項に規定する請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う必要がある場合は、設計変更実施指示書により受注者に通知を行うものとする。
- 4 前項の設計変更実施指示書を受けた受注者は、設計変更承諾書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 13 工期変更

- 1 契約書第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 41 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で事前に確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
ただし、監督職員から請求があった場合、受注者は事前協議に第 2 項に規定する変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料の当該写しを提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、

契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更協議書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 3 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更協議書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 1 4 支給品

- 1 受注者は、支給品（材料を含む。以下同じ。）を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給品の使用及び保管の状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高数を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成日（完成前であっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）までに、支給品精算書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第 16 条第 1 項の規定に基づき、支給品を受ける場合は、品名、数量、品質、規格、または性能を記した支給品要求書若しくは工事材料伝票を所定様式により作成し、その使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。また、支給品を受領する場合、支給品受領書を所定様式により作成のうえ、同様に提出しなければならない。
- 5 契約書第 16 条第 1 項に規定する支給品の引渡場所及び引渡時期については、設計図書の定め、または監督職員の指示によるものとする。
- 6 受注者は、契約書第 16 条第 9 項に規定する不用となった支給品の返還については、返還書を所定様式により作成のうえ監督職員に提出し、その指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで支給品の損失（紛失、盗難、変質あるいは破損等をいう。）に対する責任を免れることはできない。
- 7 受注者は、支給品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 8 受注者は、支給品を他の工事（共 - 1 - 1 - 2 - 1 第 2 項の規定による。）に流用してはならない。
- 9 支給品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 1 5 工事現場発生品

- 1 受注者は、工事の施工に伴って発生する現場発生品及び撤去品等の処理については設計図書の定めによるものとし、現場発生品調書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

また、自由処分と設計図書で指定されているものであっても処分先を明確にしなければならない。

- 2 受注者は、機器類の撤去品については、前項に規定する現場発生品調書に引き渡し先若しくは処分地先等の必要な事項を記載するものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 16 部分使用

- 1 発注者は、受注者の同意を得て工事目的物の全部、または一部を部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、共 - 1 - 1 - 5 - 5 部分払検査等若しくは共 - 1 - 1 - 5 - 6 現場確認検査、または監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）を受けるものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 17 履行報告

受注者は、契約書第 12 条の規定に基づき、履行状況を監督職員に報告しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 18 工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人（共 - 1 - 1 - 2 - 1 第 1 項の規定による。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者若しくは監督職員は、主任技術者（または監理技術者）及び専門技術者（共 - 1 - 1 - 2 - 1 第 1 項の規定による。）（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

共 - 1 - 1 - 1 - 19 後片付け

受注者は、工事の全部、または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、工事現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するものものを除くとともに、工事検査等に必要な足場、はしご、安全施設類等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 20 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡及び通知するとともに、添付資料「28 事故報告書」（当該添付書類を含む。）及び添付資料「29 建設工事事故データベース・事故報告書記入要領」登録書類を作成し、指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、その後における工事の施工中の安全が確保されるための措置について、当会社の承諾を得た後、工事の施工を再開しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 2 1 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、工事従事者（共—1—1—1—30 第1項の規定による。）に文化財の重要性を十分認識させ、その保護に努めなければならない。工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋設物の発見者としての権利を保有する。

共 - 1 - 1 - 1 - 2 2 諸法令等の遵守

- 1 受注者は、当該工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令等は以下に示すとおりである。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）
 - (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
 - (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - (5) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
 - (6) じん肺法（昭和35年法律第30号）
 - (7) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
 - (8) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - (9) 健康保健法（昭和11年法律第70号）
 - (10) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
 - (11) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
 - (12) 出入国管理及び難民認定法（平成3年法律第94号）
 - (13) 道路法（昭和27年法律第180号）
 - (14) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
 - (15) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
 - (16) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 - (17) 河川法（昭和39年法律第167号）
 - (18) 海岸法（昭和31年法律第101号）
 - (19) 港湾法（昭和25年法律第218号）

- (20) 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
- (21) 漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）
- (22) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (23) 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
- (24) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）
- (25) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (26) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (27) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (28) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (29) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (30) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (31) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- (32) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）
- (33) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (34) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (35) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (36) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (37) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (38) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (39) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (40) 駐車場法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (41) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (42) 河川法施行法（昭和 39 年法律第 168 号）
- (43) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）
- (44) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（改題平成 12 年法律第 113 号）
- (45) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (46) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (47) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）
- (48) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 18 年法律第 62 号）
- (49) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）

- (50) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- (51) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- (52) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- (53) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- (54) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）
- (55) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (56) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (57) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (58) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- (59) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (60) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (61) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- (62) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- (63) 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- (64) 大阪市条例及び規則

2 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

3 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について、当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法 47 条第 1 項に該当する車輛を通行させる際には、事前に道路管理者の許可を得るものとする。

4 受注者は、諸法令等を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

5 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令等に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 2 3 官公庁等への手続等

1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。ただし、関係官公庁及びその他の関係機関に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、随時監督職員に報告しなければならない。

2 受注者は、工事の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例、または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した書面により事前に監督職員に報告しなければならない。

- 4 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。ただし、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 7 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 8 受注者は、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 9 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう書面（議事録等の作成を含む。）等で明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 24 電力、水道等

- 1 受注者は、工事に使用する電力設備及び電力料金を負担しなければならない。
- 2 電力設備の設置並びに維持管理にあたっては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定によるものとする。
- 3 受注者は、工事に使用する水道設備及び水道料金を負担しなければならない。
- 4 受注者は、下水処理場、抽水所（ポンプ場）構内の工事で水道並びに工業用水道を使用する場合は、分岐点に量水器（元弁を含む。）を取り付け、「使用量報告書」を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、前項に係る水道料金を発注者の請求により支払わなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 25 現場事務所

- 1 受注者は、現場事務所、休憩所及び仮設トイレ等の設置にあたり、それに係る営繕を適切に行わなければならない。
- 2 受注者は、現場事務所に当該工事用の電話を設置するものとする。
- 3 受注者は、仮設現場事務所を設置する場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を遵守のうえ、自らの責任において設置しなければならない。ただし、監督職員から設置関係書類の提示を請求された場合は、これに従うものとする。
- 4 受注者は、監督職員詰所を設置する場合、設置場所及び設備等を記載した計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 26 提出書類

- 1 受注者は、必要な関係書類を設計図書に定める様式（必要により監督職員に使用する様式を確認する。）に基づき作成し、指定期日までに提出しなければならない。なお、提出書類の用紙サイズは、発注者交付用紙、または監督職員が指示する場合を除き、日本標準規格紙（A判）の規格寸法によるものとする。
- 2 契約書第1条第5項の規定による書面は、契約図書の定め、または発注者若しくは監督職員の指示等がある場合を除き、所定様式の打合せ記録書によるものとする。
- 3 受注者は、工事の施工に必要な関係書類（打合せ記録書及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む。）を常に整備し、監督職員の指示するものについてはその期日までに提出しなければならない。
- 4 受注者が、監督職員若しくは発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督職員若しくは発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 5 受注者は、書類の提出、または提示を監督職員が請求した場合、これに従わなければならない。また、提出等書類（監督職員からの返還書類を含む。）は一括して保管しておくものとする。

共 - 1 - 1 - 1 - 27 不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに監督職員に連絡及び通知するものとする。
- 2 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも影響を及ぼしたと認められる場合をいう。
- 3 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

共 - 1 - 1 - 1 - 28 施設等の管理責任

- 1 工事により完成した施設等は、検査によって工事の完成を確認した後であっても引渡し完了するまで受注者の責任により管理するものとする。
- 2 同一の工事現場で2社以上の受注者が同時に施工する場合は、これらの受注者は相互に協力し、工事により完成した施設等を管理しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定する管理範囲、または工事の施工・作業占有範囲に発注者の供用等施設がある場合、発注者の当該管理行為を妨げないものとする。当該管理行為にかかる受注者への指示は、原則として監督職員が行うものとし、緊急を要する場合はこの限りでない。

共 - 1 - 1 - 1 - 29 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明、または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除、または編集して利用することができる。

共 - 1 - 1 - 1 - 30 工事従事者の管理

- 1 受注者は、工事従事者（下請業者（共 - 1 - 1 - 2 - 2 第2項の規定による。）、またはその代理人若しくはその作業員他にこれに準ずる者を含む。以下同じ。）の雇用形態、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分把握し、適正な労働条件を確認しなければならない。
- 2 受注者は、工事従事者に対し、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 31 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で、工事に従事する陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める傷害保険及び動産総合保険を加入・付保しなければならない。
- 2 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、工事従事者が、これらの該当する保険に加入していることを確認しておかなければならない。
- 3 受注者は、工事従事者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 4 受注者は、労災保険加入証明書（所定様式による。）を契約締結後21日以内に、発注者に提出しなければならない。工期が延期の場合は、その契約変更後10日以内に同様に提出しなければならない。
- 5 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、工事請負代金額2,000万円以上の工事について、共済証紙購入枚数説明書（掛金収納書（発注者用））を含

む。)を所定様式により作成し、工事請負契約締結後1か月以内に、監督職員に提出しなければならない。契約変更時及びその他事後購入時についても、変更後10日以内に、監督職員に提出しなければならない。

共済証紙を購入しない場合についても、その理由を記入した共済証紙購入枚数説明書を監督職員に提出しなければならない。

- 6 受注者は、前項に規定する工事について、共済証紙の受け払い状況を明らかにした帳簿（前項に規定する共済制度に該当する下請業者（共-1-1-2-2第2項の規定による。）の同帳簿の写しを含む。）を備え付けるものとし、監督職員の請求がある場合、また工事検査時に当該帳簿（写し可）を提示しなければならない。
- 7 第6項に規定する受注者は、工事完成日までに、共済証紙購入・貼付枚数最終報告書、建設業退職金共済制度加入調査票及び完成工事の共済証紙購入・貼付枚数調査票を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 8 受注者は、火災保険、自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、その他の損害保険等に参加・付保しなければならない。ただし、保険等に付すべき対象は、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 保険対象は、請負契約の対象となっている工事全体とする。
 - (2) 被保険者は、発注者、受注者及び工事従事者とする。
 - (3) 保険金額は、請負代金全額とし、支給品及び貸与品がある場合はその金額を加えるものとする。
 - (4) 保険期間は、工事着手のときから工事目的物の引渡しまでの期間とする。
 - (5) その他設計図書に定める事項

共-1-1-1-32 現地調査

受注者は、工事を安全かつ迅速に進めるために、工事着手に先立ち、次の各号に掲げる監督職員が指示する必要な調査を実施し、その結果を工事に反映させなければならない。なお、監督職員の請求があった場合は、速やかに「調査結果報告書」を提出しなければならない。

(1) 沿道調査

沿道家屋等の出入口の状態（車の出入口、将来計画の有無、出入口の位置や幅並びに工事計画道路高さとの高低差）並びにその使用実態を調査しなければならない。

(2) 地上物件調査

工事の施工に関係する電柱、電線、信号機、人孔、道路標識、路面標示等の物件並びにその他の路上施設、不法占用物件等を調査し、位置と高さを平面図に記入しておかななければならない。

(3) 写真撮影

現地調査に伴う写真撮影は、工事名、場所、目的、寸法等を記入した黒板を添えて撮影しなければならない。

共 - 1 - 1 - 1 - 3 3 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

共 - 1 - 1 - 1 - 3 4 暴力団等の排除について

- 1 暴力団等の排除について
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められると下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から大阪市暴力団排除条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく当会社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪市暴力団排除条例第 12 条に基づく公表及び当会社の競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことができる。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、当社が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

第2節 施工体制

共 - 1 - 1 - 2 - 1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等

- 1 受注者は、工事着手通知書並びに契約書第11条の規定に基づく現場代理人、主任技術者(または監理技術者)及び専門技術者(設計図書に定める有資格者を含む。以下同じ。)(これらを総称して以下「現場代理人等」という。)について「現場代理人通知書及び主任技術者 監理技術者 専門技術者 通知書」を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人等を変更したときは、その理由を付し同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。
- 2 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事(この場合において、建設業法に規定される建設工事を含む。)に従事させてはならない(関連工事における随意契約を除く)。また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。
- 3 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、現場代理人経歴書及び「受注者に所属することを証する書面」届出書(公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。)を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。

(公的書類例)

- ・ 健康保険被保険者証 (所属会社の判るもの)
- ・ 標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険における被保険者証
- ・ 雇用保険における被保険者通知書 (事業主通知用)
- ・ 市町村発行特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用)
- ・ その他、公的書類で雇用が確認できる書類

- 4 受注者は、第1項に規定する主任技術者及び専門技術者 (以下「主任技術者等」という。) について、「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督職員に提出しなければならない。また、主任技術者等を変更したときも同様に提出 (変更が生じた日から 10 日以内) しなければならない。
- 5 受注者は、第1項に規定する監理技術者について、経歴書及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督職員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出 (変更が生じた日から 10 日以内) しなければならない。
- 6 受注者は、契約書第 11 条第 2 項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別の理由がある場合を除き常に施工作业中の当該工事現場に滞在していることをいう。
- 7 発注者は、第3項から第5項に規定する現場代理人等の雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

共 - 1 - 1 - 2 - 2 工事の下請負

- 1 受注者は、契約書第 7 条の規定に基づき、工事を一括して、他人、または建設業を営む者等の第三者 (以下「下請業者」という。) に請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、工事を下請負に付する場合には、契約書第 8 条の規定に基づき下請負契約通知書を所定様式により作成し、下請契約締結後 10 日以内に監督職員に提出しなければならない。また、下請業者 (二次以降全ての下請業者を含む。以下同じ。) を変更したときは、その理由を付し同様に提出 (変更が生じた日から 10 日以内) しなければならない。
- 3 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 下請業者は、建設業法に違反する者であってはならない。

- (3) 下請業者が当会社及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中でないこと。
 - (4) 下請業者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
 - (5) 受注者は、下請業者が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省最近改訂平成20年9月）に基づき、下請業者との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。
- 4 受注者は、発注者または監督職員及び官公署等からの指示事項等を下請業者に周知しなければならない。

共 - 1 - 1 - 2 - 3 施工体制台帳

- 1 受注者は、下請負契約を締結する場合は建設業法の定めに基づき、施工体制台帳を所定様式により作成し、工事現場に備えるとともに、下請契約締結後10日以内に入札契約適正化法の定めに基づき監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する施工体制台帳に建設業法施行規則に定められる添付書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、建設業法の定めに基づき、各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を所定様式により作成し、入札契約適正化法の定めに基づき、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、下請契約締結後10日以内に監督職員に提出しなければならない。
- 4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度に監督職員に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

共 - 1 - 1 - 2 - 4 工事担当技術者台帳

受注者は、下請負契約の有無及び請負代金額に関わらず、工事に配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請業者を含む。）及び専門技術者（これらを総称して以下「配置技術者等」という。）の氏名、所属会社名、担当工事内容を記載し、顔写真（カラー印刷で顔の判別及び本人確認ができるもの。）を添付した工事担当技術者台帳を所定様式により作成し、下請契約締結後10日以内に監督職員に提出しなければならない。

配置技術者等及び下請業者に変更が生じた場合は、その都度、同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

共 - 1 - 1 - 2 - 5 施工体制の確認

受注者は、下請負契約の請負代金額に関わらず、配置技術者等の設置状況その他工事現場の施工体制が、施工体制台帳、施工体系図、工事担当技術者台帳及びその他の提出書類の記載に合致しているかどうかの確認を監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。

共 - 1 - 1 - 2 - 6 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき、隣接工事または関連工事の受注業者（以下「受注業者」という。）と相互に協力し、工事を円滑、かつ安全に施工しなければならない。なお、受注業者との打合せ事項等は関係資料を添えて、監督職員に提出しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

共 - 1 - 1 - 2 - 7 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部、または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、または人為的な事象による工事の中断については、共 - 1 - 1 - 1 - 33 臨機の措置の規定により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
 - (4) 第三者、受注者、工事従事者及び監督職員の安全のため必要があると認める場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成のうえ、監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

第3節 施工管理

共 - 1 - 1 - 3 - 1 建設副産物

- 1 受注者は、工事により生じる建設副産物の処理等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」を遵守するほか、設計図書に基づき措置しなければならない。ただし、設計図書に明示がない場合は、監督職員と協議しなければならない。

- 2 受注者は、建設副産物対策として、発生抑制を考慮した工法・資材の採用、処理方法に応じた分別の徹底、破碎・脱水・乾燥等による減量化に努めなければならない。
- 3 受注者は、産業廃棄物の適正処理を計画的かつ効率的に行うものとし、工事現場から発生する産業廃棄物の処理計画について、種類毎の発生量と分別・保管・運搬・中間処理・最終処分等の方法を施工計画書に記載しなければならない。
- 4 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書の定めによるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
- 5 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 6 受注者は、建設副産物の搬出にあたり、次の各号に掲げるところにより適宜確認し、適正に処理するものとする。
 - (1) 夢洲基地に搬入指定の建設発生土について、設計図書の定めに基づき処理しなければならない。建設土砂搬入カード等の運用を照合するとともに、毎月一回その運用実績を所定様式により作成し、発生土計量伝票を添付の上、監督職員に提出しなければならない。
 - (2) 再資源化施設等、最終処分場に搬入する建設発生土及び産業廃棄物を処理する前に、委託契約書（搬出事業者、収集・運搬業者、中間処理または最終処分業者との契約書）の写し及び収集・運搬業者、中間処理、または最終処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付しなければならない。
 - (3) 産業廃棄物について、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、処理実績を照合確認するとともに、毎月一回、建設系廃棄物搬入集計表を所定様式により作成し、紙マニフェストの場合はその写し、電子マニフェストの場合はその一覧表を添付の上、監督職員に提出しなければならない。
 - (4) 監督職員が確認後に返還した(1)に規定する発生土計量伝票及び(3)に規定する紙マニフェストの写しは、整理保管のうえ、工事検査時、現場確認検査時及び中間出来高検査時、または監督職員の指示がある場合に提出しなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合、特定建設資材（加熱アスファルト混合物等）または土砂、砕石等、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

- 8 受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など）、建設廃棄物（その他がれき類、建設発生木材、建設汚泥（泥水を含む。）、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストなど）または建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- 9 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、前2項の工事現場搬入及び工事現場搬出が完了した後、速やかに実施状況を記録した再資源化等報告書、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 2 数量の算出及び完成図

- 1 受注者は、工事現場施工完了毎（複数工事現場が有る場合は、各工事現場の施工完了をいう。以下同じ。）または監督職員の指示があった場合の範囲毎に出来高数量を算出するための出来形測量を速やかに実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量に基づき、設計図書のとに従って出来高数量の算出書類及び完成図（出来形等資料を含む。以下同じ。）を作成し、これらの書類を監督職員に提出しなければならない。ただし、これらの提出書類に誤りや不足等が無いことを受注者は、十分に精査・点検しておかなければならない。
- 3 第1項に規定する出来形測量の実施及び前項に規定する出来高数量及び完成図の提出について、監督職員から指示がある場合は、特別な理由がない限り、受注者は当該指示を受けた日から7日以内に完了させなければならない。
- 4 受注者は、第2項に規定する出来高数量及び完成図の提出の後に、監督職員による立会検査によって、工事目的物とこれらの書類の情報とに相違が無いことの確認を受けなければならない。ただし、この立会検査は、共 - 1 - 1 - 5 - 1 監督職員による検査（確認を含む）及び立会第4項の規定を準用する。
- 5 前項に規定する立会検査の実施日について、監督職員は受注者に通知を行うものとする。
- 6 受注者は、下水道施設工事（土木工事、機械・電気設備工事、建築機械・建築電気設備工事、建築工事）において、添付資料「30 下水道工事電子納品作成要領」の定めに基づき、第2項に規定する完成図を作成しなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 3 施工管理

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書の定めに適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- 2 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書の定めに示す品質管理の測定(試験)頻度及び出来形管理の測定密度(頻度)を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
- 3 受注者は、施工に先立ち工事現場、またはその周辺の一般通行人等公衆の見やすい場所に、工事名、工事内容、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板及び諸法令等に定める各標識(建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を含む。添付資料「31 建設業の許可票及び労災保険関係成立票などの現場設置事例」を参照。)を設置し、工事現場施工完了毎、交通規制(工事に伴う道路占有をいう。)解除毎、または監督職員の指示がある場合はその都度、速やかに標示板等を撤去しなければならない。ただし、標示板等の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。
- 4 受注者は、工事期間中、工事現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公署へ通知し、その指示を受けるものとする。
- 8 受注者は、設計図書に定める出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事検査及び現場確認検査若しくは中間出来高検査時まで監督職員に提出しなければならない。ただし、それ以外でも監督職員からの請求があった場合は、直ちに提示し確認を受けなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、当該規格値及び管理頻度等を施工計画書に記載し、施工管理を行うものとする。
- 9 受注者は、前項の施工管理・測定(試験)状況について、写真記録にて整備を行わなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 4 環境対策

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）（以下「騒音振動対策技術指針」という。）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

機 種	備 考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベ ースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジ ン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハ ンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、 油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケー シング掘削機、リバースサーキュレーションドリ ル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オ ールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン ・ モータグレーダ 	<p>ディーゼルエンジン（エンジ ン出力 7.5kw 以上 260kw 以 下）を搭載した建設機械に限 る。</p>

- 5 受注者は、前項の排出ガス対策型建設機械若しくは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）の使用について、施工計画書に排出ガス対策型建設機械等の使用を記載し、監督職員の確認を受けるものとする。また、工事現場において使用する排出ガス対策型建設機械等、指定ラベル、工事現場状況がわかる様に写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

排出ガス対策型建設機械 指定ラベル



第1次基準値適合機械



第2次基準値適合機械



第3次基準値適合機械
(車両系建設機械)



第3次基準値適合機械
(可搬式建設機械)



法律に基づく技術基準を満たす車両
(平成18年10月以降 製作, 販売)



一定台数以下の製作, 輸入をする車両
(平成18年10月以降 製作, 販売)

- 6 受注者は、騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書の定めで使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日付け建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日付け国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとし、前項の規定と同様に、施工計画書にその使用を記載し、記録写真を監督職員に提出しなければならない。ただし、施工時期・工事現場条件等により一部機種 of 調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種、または対策をもって協議することができるものとする。

7 受注者は、資材、工法、建設機械、または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

ただし、大阪市グリーン調達方針（最近改定を適用する。）に定める特定調達物品等の使用、または構築することが設計図書に定められている場合は、これを調達のうえ施工しなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 5 工事公害の防止

- 1 受注者は、工事公害の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、工事公害が予知され、または発生した場合は、監督職員に報告し、その対策等について協議しなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 6 車種規制非適合車の運行規制

受注者は、工事現場（発注者の提供用地を含む。）に出入りする関係車両について、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。以下「府環境条例」という。）」を遵守するものとし、次の措置を講じなければならない。

- (1) 府環境条例第40条の19第4項に基づく規制適合車等の使用確認の結果の記録について、下請業者が行った記録(写し)を含め一元的に整理・保管し、監督職員の請求に応じて速やかに提示しなければならない。また、これら記録を工事検査時に提示しなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 7 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者は、当会社の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した休日・夜間施工届出書を所定様式により作成のうえ、その作業を行う日の5日前までに監督職員に提出し、承諾を得て施工しなければならない。また、当日の作業実施状況についても、休日・夜間施工実施報告書を所定様式により作成し、速やかに監督職員に報告しなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、夏期、年末年始及びゴールデンウィーク等に長期の現場作業を休工する場合、工事現場の保安状況及び工事現場管理体制等を記入した休暇中の現場管理報告書を所定様式により作成し、監督職員が指示する期日までに報告しなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 8 工事測量

- 1 官民境界等の境界明示（確定書類の貸与を含む。）は、発注者において行う。

- 2 受注者は、工事の施工に際して道路基準点が支障となるなど、基準点の保全に影響がある場合、監督職員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、工事契約後は速やかに必要な測量を実施するものとし、原則として測量標（仮 BM）を設置して用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。また、測量標（仮 BM）を設置するための基準点は、監督職員の指示を受けるものとする。また、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
- 4 前項に規定する受注者の測量結果が、設計図書に定められている数値とに差異を生じている場合は、速やかに監督職員と協議を行うものとする。
- 5 受注者は、測量標（仮 BM）の設置にあたって、位置及び高さに変動のないようにしなければならない。
- 6 受注者は、測量または明示により決定された各工事計画線に対し、控杭を設置しなければならない。
- 7 受注者は、工事の施工に必要な仮水準点、多角点、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合は、監督職員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
- 8 受注者は、用地幅杭、道路基準点、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を抜き取ったり、または移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、関係土地所有者等の承諾及び監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告しその指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 9 受注者は、敷地境界付近の民間相互の境界杭等の有無についてよく調査し、移動させる必要のある場合、それぞれの管理者に立会を求め、その移動並びに見出し杭の設置について承諾を得なければならない。また、監督職員に対し、事前調査、控え点設置、復元の各段階において速やかに報告しなければならない。
- 10 受注者は、丁張、その他工事の施工に基準となる仮設標識を設置しなければならない。
- 11 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭、または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 12 受注者が測量に使用する機器は十分な精度を有するものでなければならない。

共 - 1 - 1 - 3 - 9 仮設物等の管理

- 1 受注者は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、契約書第 1 条第 3 項の規定により、仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任において定めるものとする。ただし、必要な一切の手段は、設計図書による定め、共 -

1 - 1 - 1 - 6 施工計画書、共 - 1 - 1 - 1 - 22 諸法令等の遵守、共 - 1 - 1 - 4 - 1 工事中の安全確保及び共 - 1 - 1 - 4 - 7 交通安全管理による各規定に適合するものでなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により、自己の責任において定めた、仮設、施工方法等の施工管理及び監視・巡視等を行い、安全を確保しなければならない。また、その記録を整理しておかなければならない。

第4節 安全管理

共 - 1 - 1 - 4 - 1 工事中の安全確保

- 1 受注者は、工事に係る事故を未然に防止するための有効、かつ適切な対策を講じなければならない。
- 2 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課発、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し工事現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 3 受注者は、工事の施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 4 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。また、次の各号に掲げる事項を遵守し、工事の安全を確保しなければならない。
- (1) 労働安全衛生法、同規則
 - (2) 道路管理者、河川管理者、鉄道・軌道事業者及び警察署長等による工事許可条件・施工条件
 - (3) 埋設物管理者等による施工条件等
 - (4) ガス爆発事故の防止に関する通達
 - (5) 酸素欠乏症等防止規則
 - (6) 高気圧作業安全衛生規則
 - (7) その他必要な事項
- 5 受注者は、下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼働状況と関連する施設において工事の施工若しくは作業（この場合においては通路等使用及びあらゆる立入りを含む。）する場合、添付資料「13 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)」に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行ったうえで、工事を施工しなければならない。

- 6 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書の定めにより建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 7 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 8 受注者は、災害防止のため、作業員の手配、資材及び機器の準備等について、監督職員の指示がある場合はこれに従わなければならない。また、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 9 受注者は、仮締切施設等の巡視及び点検を行わなければならない。なお、降雨等により付近に浸水のおそれが生じた場合は、監督職員との協議に基づき、その撤去等の措置を講じるものとする。
- 10 受注者は、工事現場、材料置場及び作業場等に、工事関係者以外の者が、立入ることのないよう措置するものとし、フェンス、ロープ、保安施設等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 11 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を点検・確保しなければならない。
- 12 受注者は、現場事務所、作業員宿舎、休憩所、または作業環境等の必要な改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び工事現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 13 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道・軌道事業者、河川管理者、道路占用物管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 14 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- 15 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡及び通知しなければならない。
- 16 受注者は、工事の施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
- 17 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

- 18 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡及び通知するとともに、当該損害を補償しなければならない。
- 19 受注者は、工事の実施に先立ち、監督職員及び埋設物管理者と工事の各段階における工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、十分に協議しなければならない。
なお、工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、工事現場関係者全員（工事従事者を含む。）に周知徹底を図り、事故防止に努めなければならない。
- 20 受注者は、工事現場において杭、矢板等を打設し、または穿孔等行う必要がある場合、埋設物がないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試験掘り（設計図書に定めがある場合は当該規定による。）を行い、それ以上深い所については確実な方法で探査しなければならない。
埋設物の存在が確認されたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。
- 21 受注者は、埋設物に近接して掘削を行う場合、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に注意するとともに、必要に応じて監督職員及び埋設物管理者と協議し、埋設物の保安上必要な措置を講じなければならない。
- 22 受注者は、可燃性物質輸送管等の埋設物付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。ただし、やむを得ない場合は、事前に監督職員及びその埋設物管理者と協議の上、施工確認を受けるとともに、保安上必要な措置を講じなければならない。
- 23 受注者は、埋設物に関する緊急時の連絡先等を把握しておかななければならない。
- 24 受注者は、地下埋設物等に異常を発見した場合は、応急措置を講じ、直ちに埋設物管理者に連絡し、その指示を受けるとともに監督職員に状況を報告しなければならない。

共 - 1 - 1 - 4 - 2 安全管理組織

- 1 受注者は、安全管理組織を設置し、安全施工の確保を図らなければならない。
- 2 受注者は、安全管理者を1名以上定め、工事現場の安全施工体制を確立しなければならない。なお、安全管理者は、工事関係者へ安全管理に関する事項の周知徹底を図らなければならない。
- 3 受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 4 工事現場が同一場所において2社以上の工事がある場合、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、監督職員から指名を受けた受注者は、これに従うものとし、安全衛生管理体制図を監督職員に提出しなければならない。

共 - 1 - 1 - 4 - 3 安全教育

- 1 受注者は、就業前及び作業開始前には、工事関係者に対し、作業に関する安全教育及び指導を行わなければならない。また、建設機械の配置、作業場所及び作業方法等に変更が生じた場合も同様とする。
- 2 受注者は、工事着手後、当該月の施工作业を対象とする作業員全員の参加により毎月1回当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 3 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、または安全訓練実施報告書を所定様式により作成し、実施月の翌月の5日までに監督職員に提出しなければならない。

共 - 1 - 1 - 4 - 4 酸素欠乏症等防止対策

- 1 受注者は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、必要な防止措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、酸素欠乏症等（前項に規定する規則による。）のおそれがある工事現場において、酸素欠乏症等危険作業計画書（所定様式による。）を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、酸素欠乏症等防止規則の定めにより次の書類を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、監督職員の承諾を得て提出書類の一部を省略することができる。
 - (1) 酸素欠乏等危険作業主任者並びに調査員届
 - (2) 酸素濃度及び硫化水素測定事前調査報告
 - (3) 酸素欠乏防止に伴う土質調査報告
 - (4) 酸素及び硫化水素濃度測定記録（写し）

共 - 1 - 1 - 4 - 5 緊急時の体制

- 1 受注者は、緊急時における連絡体制を確立しなければならない。

2 受注者は、緊急時連絡体制表を作成するとともに工事関係者に周知しなければならない。

3 受注者は、緊急時に備えて、次の各号に掲げる機器材を常備しなければならない。

- (1) 安全ロープ
- (2) 保安柵
- (3) 立看板（立入禁止、火気使用禁止等）
- (4) 携帯拡声機またはメガフォン
- (5) 赤旗、注意灯、照明灯、強力ライト
- (6) 救急薬品
- (7) 消火器
- (8) その他必要な機器材

共 - 1 - 1 - 4 - 6 火災及び爆発の防止

受注者は、火気の使用については、次の規定によらなければならない。

- (1) 火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 指定場所以外での火気の使用を禁止する等、措置を講じなければならない。
- (3) ガソリン、油類、可燃性ガス及び塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めるものとし、その保管及び取扱いについては諸法令等の定めるところに従い、火災等の防止の措置を講じなければならない。
- (4) 伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を処理する場合は、諸法令等を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

共 - 1 - 1 - 4 - 7 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出するものとし、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、供用中の公衆道路における工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員と打合せを行うとともに、道路管理者及び所轄警察署の許可条件若しくは施工条件のほか、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建

設省令第3号)、工事現場における保安施設等の設置基準(大阪市告示第356号、平成19年3月30日)に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 4 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料、または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、所轄警察署の許可条件若しくは施工条件に基づく常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
- 6 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路の通行は4.1m)
重量 総重量	20.0t(但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

- 7 受注者は、工事現場の状況、作業状況及び所轄警察署の許可条件・施工条件に応じて、次の各号に掲げるところにより交通誘導員を配置し、交通の安全を確保しなければならない。

- (1) 設計図書に定めがある場合。
- (2) 大阪府公安委員会告示(平成19年第109号)に該当する工事現場の場合、警備業法に基づく「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)」の規定どおり、規制箇所毎に交通誘導警備員検定合格者(1級、または2級)(以下「検定合格警備員」という。)を1名以上配置するものとする。

- (3) 施工計画書の交通安全管理の項に、規制状況別に交通誘導員の配置計画箇所を記載するとともに、配置する検定合格警備員の検定合格証の写し(カラー)を所定様式により添付するものとする。
- (4) 添付資料「27 交通誘導状況写真撮影要領」に基づき、交通誘導員数及び検定合格警備員の配置状況が分かる写真を撮影し、工事写真帳に整備するものとする。
- (5) 検定合格警備員を配置する上で、監督職員に当該検定合格証の提示を求められたときは、これに協力しなければならない。

第5節 検査等、立会及び工事請負代金等の請求

共 - 1 - 1 - 5 - 1 監督職員による検査（確認を含む）及び立会

- 1 受注者は、主要な工事段階の区切り等で設計図書に定める箇所及び監督職員が指示する箇所は、監督職員の検査（確認を含む。）を受けなければ次の作業を進めてはならない。
- 2 受注者は、設計図書の定めに従って、工事の施工について監督職員の検査及び立会を求める場合は、設計図書に定めがある場合を除き、当該予定日の前日までに監督職員と調整しなければならない。ただし、前日等に調整する場合は、監督職員が応じられないときがあることに留意しておかなければならない。
- 3 監督職員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員による検査（確認を含む。）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供（受注者負担とする。）を行うものとし、工事記録写真その他資料を整備のうえ、提出しなければならない。

なお、監督職員が製作工場において立会及び監督職員による検査（確認を含む。）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供（受注者負担とする。）しなければならない。
- 5 監督職員による検査（確認を含む。）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、各種条件等により、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。
- 6 受注者は、第1項から第3項に規定する監督職員による検査（確認を含む。）及び立会において現場処置指示を受けた場合は、速やかにこれを処置し、その完了が確認できる記録写真を添付のうえ、監督職員に報告しなければならない。処置完了写真は、監督職員の指示により省くことができる。
- 7 受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項、または第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項

- 1 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 2 受注者は、工事検査に共 - 1 - 1 - 2 - 1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等に規定する現場代理人、主任技術者(または監理技術者)及び専門技術者を臨場させなければならない。
- 3 受注者は、工事検査に必要な準備、用具類、機器類、安全施設類、交通誘導員等の人員などを提供するものとし、これらに伴う費用を負担する。
- 4 受注者は、工事検査で処置等指示を受けた場合は、速やかに処置を行うとともに、検査指示事項処置確認書を所定様式により作成のうえ監督職員に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。
- 5 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

共 - 1 - 1 - 5 - 3 工事完成検査

- 1 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事を完成したときは、工事完成通知書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。ただし、完成は監督職員の現場処置指示を受けた場合、その処置の完了を含む。
 - (2) 契約書第 18 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた資料(工事記録写真、出来形管理資料、強度確認試験、工事関係図及び工事報告書等)の整備がすべて完了していること。ただし、整備完了は監督職員の確認を受けていることをいう。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 4 共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項第 5 項に規定する修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

- 5 受注者は、第3項に規定する検査を受けた後、工事目的物に係る引渡し書を所定様式により作成し、完成検査に合格した日をもって、監督職員に提出する。
ただし、共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項第5項に規定する修補がある場合は、再検査に合格した日をもって、監督職員に提出する。
- 6 工事完成検査は、共 - 1 - 1 - 5 - 5 部分払検査、共 - 1 - 1 - 5 - 6 現場確認検査及び共 - 1 - 1 - 5 - 7 中間出来高検査の既に検査を実施した範囲についても対象とする。

共 - 1 - 1 - 5 - 4 指定部分の工事に係る完成検査

- 1 受注者は、契約書第40条第1項の規定に基づき、当該指定部分の工事が完了したときは、工事部分完成通知書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事部分完成通知書を監督職員に提出する際には、当該指定部分の工事について、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完了していること。ただし、完了は監督職員の現場処置指示を受けた場合、その処置の完了を含む。
 - (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた資料（工事記録写真、出来形管理資料、強度確認試験、工事関係図及び工事報告書等）の整備がすべて完了していること。ただし、整備完了は監督職員の確認を受けていることをいう。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、当該最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 当該指定部分の工事に係る完成検査は、共 - 1 - 1 - 5 - 3 工事完成検査第3項及び第4項の各規定を準用する。
- 4 受注者は、前項に規定する検査を受けた後、工事目的物に係る部分引渡し書を所定様式により作成し、部分完成検査に合格した日をもって、監督職員に提出する。
ただし、その提出要件は、共 - 1 - 1 - 5 - 3 工事完成検査第5項の規定を準用する。

共 - 1 - 1 - 5 - 5 部分払検査

- 1 受注者は、契約書第39条第2項の部分払の確認の請求を行うときは部分払検査願を所定様式により作成のうえ監督職員に提出し、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第39条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、次の各号に掲げる措置を行うものとする。
 - (1) 工事の出来高に関する資料（中間検査出来形図等、出来高内訳書及び監督職員が指示する書類を含む。）を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - (2) 出来高の対象となった製品のうち、現場納入がされていない製品については、当会社を受取人として、出来高査定相当額の銀行保証書、損害保険証等を監督職員に提出しなければならない。

- 3 契約書第 39 条に基づく部分払に伴う出来高は、設計図書の定めに基づいて査定するものとする。
- 4 受注者は、第 1 項に規定する既済部分について、設計図書に定める工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の関係書類の整備を完了させ、同項に規定する検査に提出しなければならない。ただし、整備完了は監督職員の確認を受けていることをいう。
- 5 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

共 - 1 - 1 - 5 - 6 現場確認検査

- 1 受注者は、現場確認検査の対象であるか否かを事前に監督職員に確認するものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、現場確認検査の請求を行うときは現場確認検査願を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3 検査職員は、前項に規定する請求を受けた日から 14 日以内に現場確認検査を行う。
- 4 現場確認検査は、共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項、共 - 1 - 1 - 5 - 5 部分払検査第 2 項(1)、第 4 項及び第 5 項の各規定を準用する。

共 - 1 - 1 - 5 - 7 中間出来高検査

中間出来高検査は、当会社の定める土木工事請負中間出来高検査細則第 4 条第 2 項に規定する工事を行うものとし、共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項第 1 項、第 3 項及び第 5 項の各規定を準用する。

共 - 1 - 1 - 5 - 8 工事請負代金等の請求

- 1 受注者は、契約書第 35 条に規定する前払金の支払いを請求するときは、工事前払金申請書を作成し、当会社に提出しなければならない。
- 2 受注者は、契約書第 33 条第 1 項、第 39 条第 5 項、第 40 条第 1 項の当該請負代金の支払いを請求するときは、請負代金請求内訳書（または中間金請求内訳書）及び請求書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

第2章 工事材料

第1節 一般事項

共 - 1 - 2 - 1 - 1 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出するものとする。

共 - 1 - 2 - 1 - 2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

- 1 受注者は、工事材料の使用に先立ち、工事使用材料一覧表及び使用材料品質等証明書を所定様式により作成し、監督職員に提出のうえ、その使用の確認を受けなければならない。
- 2 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格等に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指定する方法により、試験を行わなければならない。
- 4 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本、または品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、監督職員による再検査（または確認）を受けなければならない。

- 6 受注者は、工事に使用する材料（使用した材料を含む。）の納品書・伝票について、整備、保管を行うとともに、設計図書に定める出来形管理基準、品質管理基準及び施工計画書等に照らし当該品質、規格・性能・構造、形状・寸法、数量等を照合しておくものとする。また、各材料に係る材料納入集計表を所定様式により作成するものとし、監督職員に提出しなければならない。

材料納入集計表は、納品書・伝票の受領の都度、速やかに整備を行うものとし、次の各号に掲げる場合に監督職員に提示し確認を受けなければならない。

(1) 共 - 1 - 1 - 5 - 1 監督職員による検査（確認を含む）及び立会第1項から第3項に規定する検査、確認及び立会を受ける場合

(2) 工事現場施工完了毎など、その他監督職員が請求する場合

7 受注者は、前項に規定する材料納入集計表を提出・提示する場合には、根拠資料として、その納品書・伝票を監督職員及び工事検査等時に提示するものとし、設計図書に定めがある場合、または監督職員の指示がある場合は、納品書・伝票(写し可)を監督職員に提出しなければならない。

第2節 土木工事材料

共 - 1 - 2 - 2 - 1 土

1 一般事項

工事に使用する土は、設計図書の定めにおける各工種の施工に適合するものとする。

2 盛土及び植栽用客土

盛土用材料及び植栽用客土は、表2-2-1に示す品質規定に合格するもので、粘土塊、ごみ等を含まず、かつ有機物を有害量含んでいないものとする。

表2-2-1 盛土用材料及び植栽用客土の品質規定

	購入土	現場発生土	植栽用客土
75 μ mふるい通過分	25%以下	25%以下	25%以下
425 μ mふるい通過分のPI	10以下	—	—
盛土用材料中のレキの最大寸法	25mm	50mm	25mm

3 改良土

(1) 改良土とは、建設発生土に石灰等を添加し、埋戻しに適する性状に改良した土をいう。

(2) 改良土は、表2-2-2に示す品質規定に合格するもので、粘土塊、ごみ等を含まず、かつ有機物を有害量含んでいないものとする。

表2-2-2 改良土の品質規定

19mmふるい通過質量	425 μ mふるい通過質量	75 μ mふるい通過質量	修正 CBR	塑性指数 PI (425 μ mふるい通過質量)
90~100%	10~90%	0~25%	30%以上	10以下

共 - 1 - 2 - 2 - 2 石及び砂

1 一般事項

- (1) 工事に使用する石材は、用途に適する耐久性、じん性、磨耗抵抗性及び外観を有し、き裂等がなく風化その他の影響を受けにくい良質のものでなければならない。
- (2) 骨材は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、木くずを含まず、かつ有機物等を有害量含んでいてはならない。

2 再生砂を使用する場合は、以下の規定に従わなければならない。

- (1) コンクリート発生材等から製造された再生材を使用するものとし、ごみ・泥等を含まず、かつ有機物質を有害量含んではならない。
- (2) コンクリート発生材から製造された再生砂を使用する場合は、現場供給前に六価クロム溶出試験を行い、監督職員に試験結果（計量証明書）を提出し、確認を受けなければならない。ただし、事前にコンクリート発生材以外の再生砂と確認できるものについては対象外とするものとする。
- (3) 六価クロム溶出試験方法は、添付資料「26 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。なお、検体数については、各購入先につき1検体とする。
- (4) 粒度は、細粒分（0.075mm 以下）の含有率の上限が 50%未満でなければならない。粒度分布は、骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）若しくは土の粒度試験（JIS A 1204）によるものとし、表 2 - 2 - 3 を目標値とする。

表 2 - 2 - 3 埋戻し材の粒度分布の目標値

ふるいの呼び 寸法(mm)	10.00	5.00	2.50	1.20	0.60	0.30	0.15
通過質量 百分率 (%)	100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~15

3 その他の砂利、碎石、砂

- (1) 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
- (2) 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

共 - 1 - 2 - 2 - 3 骨材

1 一般事項

- (1) 道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。
JIS A 5005 （コンクリート用碎石及び砕砂）

- JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 (高炉スラグ骨材))
- JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材 (フェロニッケルスラグ骨材))
- JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 (銅スラグ骨材))
- JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材 (電気炉酸化スラグ骨材))
- JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)

- (2) 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。
- (3) 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。
- (4) 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。
- (5) 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。
- (6) 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。
- (7) 細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。
- (8) プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対し NaCl 1 に換算して 0.03%以下としなければならない。

2 セメントコンクリート用骨材

- (1) 細骨材及び粗骨材の粒度は、表 2 - 2 - 4、5 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)
10	100
5	90~100
2.5	80~100
1.2	50~90
0.6	25~65
0.3	10~35
0.15	2~10 ^[注1]

- [注 1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2~15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には 15%としてよい。
- [注 2] 連続した 2 つのふるい間の量は 45%を越えないのが望ましい。
- [注 3] 空気量が 3%以上で単位セメント量が 250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3mm ふるい及び 0.15mm ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ 5 及び 0 に減らしてよい。
- [注 4] これらのふるいは、それぞれ JIS Z 8801-1 (標準ふるい) に規定する標準網ふるい 9.5、4.75、2.36、1.18mm 及び 600、300、150 μm である。

表 2 - 2 - 5 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

ふるいの 呼び寸法 (mm) 粗骨 材の 大きさ (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)											
	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
50-5	-	-	100	95 ~ 100	-	-	35 ~ 70	-	10 ~ 30	-	0 ~ 5	-
40-5	-	-	-	100	95 ~ 100	-	-	35 ~ 70	-	10 ~ 30	0 ~ 5	-
30-5	-	-	-	-	100	95 ~ 100	-	40 ~ 75	-	10 ~ 35	0 ~ 10	0 ~ 5
25-5	-	-	-	-	-	100	95 ~ 100	-	30 ~ 70	-	0 ~ 10	0 ~ 5
20-5	-	-	-	-	-	-	100	90 ~ 100	-	20 ~ 55	0 ~ 10	0 ~ 5
15-5	-	-	-	-	-	-	-	100	90 ~ 100	40 ~ 70	0 ~ 15	0 ~ 5
10-5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	90 ~ 100	0 ~ 40	0 ~ 10
50-25 ^[注]	-	-	100	90 ~ 100	35 ~ 70	-	0 ~ 15	-	0 ~ 5	-	-	-
40-20 ^[注]	-	-	-	100	90 ~ 100	-	20 ~ 55	0 ~ 15	-	0 ~ 5	-	-
30-15 ^[注]	-	-	-	-	100	90 ~ 100	-	20 ~ 55	0 ~ 15	0 ~ 10	-	-

[注] これらの粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。

(2) 硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

(3) 気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条第2項を適用しなくてもよいものとする。

(4) 化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等か

ら、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

(5) すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。

3 アスファルト舗装用骨材

(1) 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-2-6、7、8、9、10、11の規格に適合するものとする。

表2-2-6 砕石の粒度

ふるいの目の開き 呼び名 粒度範囲 (mm)			ふるいを通るものの質量百分率 (%)													
			106 mm	75 mm	63 mm	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μm	75 μm
単 粒 度 砕 石	S-80 (1号)	80~ 60	100	85~ 100	0~ 15											
	S-60 (2号)	60~ 40	—	100	85~ 100	—	0~ 15									
	S-40 (3号)	40~ 30	—	—	—	100	85~ 100	0~ 15								
	S-30 (4号)	30~ 20	—	—	—	—	100	85~ 100	—	0~ 15						
	S-20 (5号)	20~ 13	—	—	—	—	—	—	100	85~ 100	0~ 15					
	S-13 (6号)	13~5	—	—	—	—	—	—	—	100	85~ 100	0~ 15				
	S-5 (7号)	5~ 2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	100	85~ 100	0~ 25	0~5		
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0	—	—		100	95~ 100	—	—	60~ 90	—	30~ 65	20~ 50	—	10~ 30	2~ 10
	M-30	30~0	—	—	—		100	95~ 100	—	60~ 90	—	30~ 65	20~ 50	—	10~ 30	2~ 10
	M-25	25~0	—	—	—	—		100	95~ 100	—	55~ 85	30~ 65	20~ 50		10~ 30	2~ 10
ク ラ ッ シ ャ ラン	C-40	40~0				100	95~ 100	—	—	50~ 80	—	15~ 40	5~ 25			
	C-30	30~0					100	95~ 100	—	55~ 85	—	15~ 45	5~ 30			
	C-20	20~0							100	95~ 100	60~ 90	20~ 50	10~ 35			

[注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注2] 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表 2 - 2 - 7 単粒度製鋼スラグ

呼び名	粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率%					
		JIS Z 8801 に規定する網ふるいの呼び寸法					
		26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm
SS-20	20～13	100	85～100	0～15	—	—	—
SS-13	13～5	—	100	85～100	0～15	—	—
SS-5	5～2.5	—	—	100	85～100	0～25	0～5

表 2 - 2 - 8 クラッシュラン製鋼スラグ

呼び名	粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率%						
		JIS Z 8801 に規定する網ふるいの呼び寸法						
		37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm
CSS-30	30～0	100	95～100	—	55～85	—	15～45	5～30
CSS-20	20～0	—	—	100	95～100	60～90	20～50	10～35

[注 1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注 2] 花崗岩や頁岩などを含む砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表 2 - 2 - 9 鉄鋼スラグの粒度

呼び名	粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率%									
		JIS Z 8801 に規定する網ふるいの呼び寸法									
		53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μ m	75 μ m
HMS-25	25-0	—	—	100	95～100	—	60～80	35～60	25～45	10～25	3～10
MS-25	25-0	—	—	100	95～100	—	55～85	30～65	20～50	10～30	2～10
CS-40	40-0	100	95～100	—	—	50～80	—	15～40	5～25	—	—
CS-30	30-0	—	100	95～100	—	55～85	—	15～45	5～30	—	—
CS-20	20-0	—	—	—	100	95～100	60～90	20～50	10～35	—	—

表 2 - 2 - 10 再生砕石の粒度

粒度範囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)
		通過 質量 百分率 (%)	53 mm	100
37.5 mm	95～100		100	
31.5 mm	—		95～100	
26.5 mm	—		—	100
19 mm	50～80		55～85	95～100
13.2 mm	—		—	60～90
4.75 mm	15～40		15～45	20～50
2.36 mm	5～25		5～30	10～35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままでの見かけの骨材粒度を使用する。

表 2 - 2 - 11 再生粒度調整砕石の粒度

粒度範囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)
		通過 質量 百分率 (%)	53 mm	100
37.5 mm	95～100		100	
31.5 mm	—		95～100	100
26.5 mm	—		—	95～100
19 mm	60～90		60～90	—
13.2 mm	—		—	55～85
4.75 mm	30～65		30～65	30～65
2.36 mm	20～50		20～50	20～50
425 μm	10～30		10～30	10～30
75 μm	2～10		2～10	2～10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままでの見かけの骨材粒度を使用する。

(2) 碎石の材質については、表 2 - 2 - 12 によるものとする。

表 2 - 2 - 12 安定性試験の限度

用 途	表層・基層	上層路盤
損失量(%)	12 以下	20 以下

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（第2分冊）」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

(3) 碎石の品質は、表 2 - 2 - 13 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 13 碎石の品質

項 目 \ 用 途	表層・基層	上 層 路 盤
表 乾 比 重 (g/cm ³)	2.45 以上	—
吸 水 率 (%)	3.00 以下	—
すり減り減量 (%)	30 以下 [注]	50 以下

[注 1] 表層、基層用碎石のすり減り減量試験は、粒径 13.2~4.75mm のものについて実施する。

[注 2] 上層路盤用碎石については主として使用する粒径について行えばよい。

(4) 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表 2 - 2 - 14 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。

表 2 - 2 - 14 鉄鋼スラグの種類と主な用途

名 称	呼び名	用 途
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用
クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理(加熱混合)用
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材

(5) 鉄鋼スラグの規格は表 2 - 2 - 15 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 15 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R (%)	一軸圧縮強 さ (MPa)	単位容積 質 量 (kg/l)	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨 張 比 (%)	エージング 期 間
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上

[注 1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注 2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

(6) 製鋼スラグの規格は、表 2 - 2 - 16 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 16 製鋼スラグの規格

呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減 量 (%)	水 浸 膨 張 比 (%)	エージング 期 間
CSS	—	—	50 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上
SS	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上

[注 1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

[注 2] エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。

[注 3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。

(7) 砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

(8) スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表 2 - 2 - 17 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 17 スクリーニングスの粒度範囲

ふるい目の開き 種類 呼び名		ふるいを通るものの質量百分率 (%)					
		4.75 mm	2.36 mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリーニングス	F-2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

(JIS A 5001-1995 (道路用砕石))

4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表 2 - 2 - 18 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 18 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルトの針入度 (25°C) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)
規 格 値	3.8 以上	20 以上	5 以下

[注 1] 各項目は 13~0 mm の粒度区分のものに適用する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。

[注 3] 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の 75 μm ふるいとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいとどまるものを、乾燥もしくは 60°C 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである (旧アスファルトは再生骨材の質量に含まれるが、75 μm ふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う。)

5 フィラー

(1) フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1.0% 以下のものを使用する。

(2) 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表 2 - 2 - 19 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 19 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)
600	100
150	90~100
75	70~100

(3) フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表 2 - 2 - 20 に適合するものとする。

表 2 - 2 - 20 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

項 目	規 定
塑性指数 (PI)	4 以下
フロー試験 %	50 以下
吸水膨張 %	3 以下
剥離試験	1 / 4 以下

(4) 消石灰を剥離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号及び 1 号)、消石灰 (特号及び 1 号) の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 21 工業用石灰の品質 (JIS R 9001 : 2006)

種類	等級	酸化カルシウム CaO (%)	二酸化炭素 CO ₂ (%)	粉末度残分 (%)	
				600 μ m	150 μ m
生石灰	特号 1 号	93.0 以上	2.0 以下	---	---
		90.0 以上	—	—	—
	2 号	80.0 以上	—	—	—
消石灰	特号 1 号	72.5 以上	1.5 以下	全通全通	5.0 以下
		70.0 以上	—		—
	2 号	65.0 以上	—	全通	—

(5) セメントを剥離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、及び JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

6 安定材

(1) 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 2 - 2 - 22 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2 - 2 - 23 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 22 舗装用石油アスファルトの品質規格 (JIS K 2207)

	ストレートアスファルト			
	40~60	60~80	80~100	100~120
針入度 (25°C) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下
軟化点 °C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0
伸度 (15°C) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点 °C	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上
薄膜加熱 質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下
薄膜加熱 針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下
密度 (15°C) g/cm ³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

[注] 各種類とも 120°C、150°C、180°C のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。

表 2 - 2 - 23 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208)

種類及び記号 項目		カチオン乳剤							アニオン乳剤
		PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1
エングラード度 (25℃)		3～15		1～6		3～40			2～30
ふるい残留分 (1.18mm) (%)		0.3以下							0.3以下
付着度		2/3以上				-			-
粗粒度骨材混合性		-				均等であること	-		-
密粒度骨材混合性		-				均等であること	-		-
土まじり骨材混合性 (%)		-					5以下		-
セメント混合性 (%)		-							1.0以下
粒子の電荷		陽(+)							-
蒸発残留分 (%)		60以上		50以上		57以上			57以上
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下
	トルエン可溶分 (%)	98以上				97以上			97以上
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)		1以下							1以下
凍結安定度 (-5℃)		-	粗粒子、塊のないこと	-					-
主な用途		温暖期浸透用及び 表面処理用	寒冷期浸透用及び 表面処理用	層養生用	プライムコート用及び セメント安定処理	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土まじり骨材混合用 セメント・乳剤 安定処理剤

[注] 種類記号の説明 P：浸透用、M：混合用

エングラード度が 15 以下の乳剤については JIS K 2208 6.3 によって、15 を超える乳剤については JIS K 2208 6.4 によって粘度を求め、エングラード度に換算する

- (2) セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、及び JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。
- (3) 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定される生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

共 - 1 - 2 - 2 - 4 木材

- 1 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。
- 2 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。

共 - 1 - 2 - 2 - 5 鋼材

1 一般事項

- (1) 工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものとする。
- (2) 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。
- (3) 構造用鋼材の区分は、表 2 - 2 - 24 によるものとし、主要部分にあつては、高炉製品を使用することを原則とする。ただし、ボルト類、鉄筋用丸鋼、鋳鍛製品、非鉄金属、パイプなどは、電炉製品も使用できるものとする。

表 2 - 2 - 24 構造用鋼材の区分

区 分	高炉製品	高炉または電炉製品
一般構造用棒鋼	…	すべて
鉄筋コンクリート用棒鋼	径 41 クラス以上	径 38 クラス以下
等辺山形鋼	175 以上	150 以下
溝形鋼	右以外の大型クラス	380 × 100 以下
I 形鋼	右以外の大型クラス	350 × 150 以下
鋼板	規格材	無規格材
縞鋼板	…	すべて
平板	…	すべて
H 形鋼	右以外の大型クラス 右以外の規格品	広幅 400 × 400 クラス以下（無規格 SS400、SM490A） 中幅 600 × 300 クラス以下（無規格 SS400、SM490A） 細幅 600 × 200 クラス以下（無規格 SS400、SM490A） （H 鋼ぐい（16 以下）をふくむ）
鋼矢板	すべて	…
鋼管ぐい	すべて	…

2 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)

JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)

3 軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)

4 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)

JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)

5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)

JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)

JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)

JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)

JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)

JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)

JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)

6 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

JIS B 1256 (平座金)

JIS B 1198 (頭付きスタッド)

JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)

トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会)

支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会)

7 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒)

JIS Z 3212 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒)

JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)

JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)

JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)

JIS Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)

JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)
JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)
JIS Z 3352 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス)

8 鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3532 (鉄線)

9 ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3525 (ワイヤロープ)

10 プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3536 (PC 鋼線及び PC 鋼より線)

JIS G 3109 (PC 鋼棒)

JIS G 3137 (細径異形 PC 鋼棒)

JIS G 3502 (ピアノ線材)

JIS G 3506 (硬鋼線材)

11 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)

JIS G 3552 (ひし形金網)

12 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)

河川構造物 (仮設は除く) に鋼矢板を使用する場合は、原則として JIS5523-SYW295 若しくは SYW390 を用いるものとする。

JIS A 5525 (鋼管ぐい)

JIS A 5526 (H型鋼ぐい)

JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)

JIS A 5530 (鋼管矢板)

13 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

14 鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき付着量 300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。

JIS A 5513 (じゃかご)

15 コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)

16 ガードレール (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム (袖ビーム含む)

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)

(2) 支柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20) は 4.6 とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は 6.8 とするものとする。

17 ガードケーブル (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ケーブル

JIS G 3525 (ワイヤロープ)

ケーブルの径は 18mm、構造は 3×7 G/O とする。なお、ケーブル 1 本あたりの破断強度は 160 kN 以上の強さを持つものとする。

(2) 支柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本あたりの破断強度以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12) 及びケーブル取付け用ボルト (ねじの呼びM10) はともに 4.6 とするものとする。

18 ガードパイプ (歩道用、路側用) は、以下の規格に適合するものとする。

(1) パイプ

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(2) 支柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 継手

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(5) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は 4.6 とし、継手ボルト (ねじの呼びM16 [種別 Ap] M14 [種別 Bp 及び Cp]) は 6.8 とする。

19 ボックスビーム (分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

(2) 支柱

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(3) パドル及び継手

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

パドル用取付け用ボルト (ねじの呼びM16) 及び継手用ボルト (ねじの呼びM20) はともに 6.8 とする。

20 転落 (横断) 防止柵

(1) 支柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(2) ビーム

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) 擬宝珠

JIS H 5202 (アルミニウム合金鋳物)

(4) 継手

JIS H 5302 (アルミニウム合金ダイカスト)

(5) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

(6) ネジ

JIS B 1111 (十字穴付き小ねじ)

JIS B 1122 (十字穴付きタッピングねじ)

共 - 1 - 2 - 2 - 6 セメント及び混和材料

1 一般事項

- (1) 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメント及び高炉セメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。
- (2) 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
- (3) セメントを貯蔵するサイロは、底に溜まって出ない部分ができないような構造とするものとする。
- (4) 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメント、または湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。
- (5) 受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。
- (6) 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。
- (7) 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。
- (8) 受注者は、混和剤を防湿的なサイロ、または倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
- (9) 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。

2 セメント

(1) セメントは表 2 - 2 - 25 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 25 セメントの種類

JIS 番号	名 称	区 分	摘 要
R 5210	ポルトランドセメント	(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド	
R 5211	高炉セメント	(1) A種高炉 (2) B種高炉 (3) C種高炉	高炉スラグの分量 (質量%) 5 を超え 30 以下 30 を超え 60 以下 60 を超え 70 以下
R 5212	シリカセメント	(1) A種シリカ (2) B種シリカ (3) C種シリカ	シリカ質混合材の分量 (質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5213	フライアッシュセメント	(1) A種フライアッシュ (2) B種フライアッシュ (3) C種フライアッシュ	フライアッシュ分量 (質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5214	エコセメント	(1) 普通エコセメント (2) 速硬エコセメント	塩化物イオン量 (質量%) 0.1 以下 0.5 以上 1.5 以下

(2) コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、次項以降の規定に適合するものとする。

なお、小規模工種で、1工種当りの総使用量が 10m³ 未満の場合は、この項の適用を除外することができる。

(3) 普通ポルトランドセメント品質は、表 2 - 2 - 26 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 26 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		種 類	普通ポルトランドセメント
密 度	cm ² /g ^[注]		—
比表面積	cm ² /g		2,500 以上
凝 結	始発 min		60 以上
	終結 h		10 以下
安 定 性	パット法		良
	ルシヤテリエ法 mm		10 以下
	3 d		12.5 以上
	7 d		22.5 以上
水 和 熱 J/g	28d		42.5 以上
	7 d		— ^[注1]
%	28d		— ^[注1]
	酸化マグネシウム		5.0 以下
化 学 成 分	三酸化硫黄		3.5 以下
	強熱減量		5.0 以下
	全アルカリ (Na o e q)		0.75 以下
	塩化物イオン		0.035 以下

[注] 測定値を報告する。

(4) 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) の規定によるものとする。

(5) 高炉セメントの品質は表 2 - 2 - 27 の規格に適合するものとするものとする。

表 2 - 2 - 27 高炉セメントの品質

品 質		種 類	A種	B種	C種
密 度 ^[注1]			—	—	—
比 表 面 積 cm ² /g			3, 000 以上	3, 000 以上	3, 300 以上
凝 結	始発 min		60 以上	60 以上	60 以上
	終結 h		10 以下	10 以下	10 以下
安 定 性	パット法		良	良	良
	ルシャテリエ法 mm		10 以下	10 以下	10 以下
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d		12.5 以上	10.0 以上	7.5 以上
	7 d		22.5 以上	17.5 以上	15.0 以上
	28d		42.5 以上	42.5 以上	40.0 以上
化 学 成 分 %	酸化マグネシウム		5.0 以下	6.0 以下	6.0 以下
	三酸化硫黄		3.5 以下	4.0 以下	4.5 以下
	強熱減量		5.0 以下	5.0 以下	5.0 以下

[注1] 測定値を報告する。

3 混和材料

- (1) 混和材として用いるフライアッシュは JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ) の規格に適合するものとする。
- (2) 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張材) の規格に適合するものとする。
- (3) 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末) の規格に適合するものとする。
- (4) 混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE 減水剤、高性能 AE 減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合するものとする。
- (5) 混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D 101 に適合するものとする。
- (6) 急結剤は、JSCE-D 102 に適合するものとする。

4 コンクリート用水

- (1) コンクリートに使用する練混水は、上水道または JSCE-B101 あるいは JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量を含んではならない。
- (2) 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませず水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い。

共 - 1 - 2 - 2 - 7 セメントコンクリート製品

1 一般事項

(1) セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

(2) セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物(Cl⁻)イオンの総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。

2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。

ただし、当会社において、別途定めた形状寸法等は、設計図集によるものとする。

JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品—種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品—材料及び製造方法の通則)

JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)

JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)

JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)

JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)

JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)

JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)

JIS T 9251 (視覚障害者誘導用ブロック)

共 - 1 - 2 - 2 - 8 瀝青材料

1 一般瀝青材料

(1) 舗装用石油アスファルトは、共 - 1 - 2 - 2 - 3 第6項安定材に規定する表2 - 2 - 22の規格に適合するものとする。

(2) ポリマー改質アスファルトは、表2 - 2 - 28の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2 - 2 - 28に示す値に適合していることを確認しなければならない。

表 2 - 2 - 28 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目	種類 付加記号	I 型	II 型	III 型		H 型	
				III 型-W	III 型-WF		H 型-F
軟化点	℃	50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上	
伸度	(7℃)cm	30以上	—	—		—	—
	(15℃)cm	—	30以上	50以上		50以上	—
タフネス (25℃)	N・m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	—
テナシティ (25℃)	N・m	2.5以上	4.0以上	—		—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—	—	5以下	—	—
フラース脆化点	℃	—	—	—	—	-12以下	-12以下
曲げ仕事量 (-20℃)	KPa	—	—	—	—	—	400以上
曲げスチーフネス (-20℃)	MPa	—	—	—	—	—	100以下
針入度 (25℃)	1/10mm	40以上					
薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下					
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65以上					
引火点	℃	260以上					
密度 (15℃)	g/cm ³	試験表に付記					
最適混合温度	℃	試験表に付記					
最適締固め温度	℃	試験表に付記					

付加記号の略字 W：耐水性 F：可撓性

(3) セミブローンアスファルトは、表 2 - 2 - 29 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 29 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格

項 目	規 格 値
粘度 (60℃)	Pa・s 1,000±200
粘度 (180℃)	mm ² /s 200 以下
薄膜加熱質量変化率	% 0.6 以下
針入度 (25℃)	1/10mm 40 以上
トルエン可溶分	% 99.0 以上
引火点	℃ 260 以上
密度 (15℃)	g/cm ³ 1.000 以上
粘 度 比 (60℃、薄膜加熱後/加熱前)	5.0 以下

[注] 180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。

(4) 硬質アスファルトに用いるアスファルトの性状は表 2 - 2 - 30 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表 2 - 2 - 31 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 30 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

項目	種類	石油アスファルト 20~40	トリニダッドレイク アスファルト
針入度 (25℃)	1/10mm	20を超え40以下	1~4
軟化点	℃	55.0~65.0	93~98
伸度 (25℃)	cm	50以上	—
蒸発質量変化率	%	0.3以下	—
トルエン可溶分	%	99.0以上	52.5~55.5
引火点	℃	260以上	240以上
密度 (15℃)	g/cm ³	1.00以上	1.38~1.42

[注] 石油アスファルト 20~40 の代わりに、石油アスファルト 40~60 などを使用する場合もある。

表 2 - 2 - 31 硬質アスファルトの標準的性状

項目	標準値
針入度 (25℃) 1/10mm	15~30
軟化点 ℃	58~68
伸度 (25℃) cm	10 以上
蒸発質量変化率 %	0.5 以下
トルエン可溶分 %	86~91
引火点 ℃	240 以上
密度 (15℃) g/cm ³	1.07~1.13

(5) 石油アスファルト乳剤は共 - 1 - 2 - 2 - 3 第 6 項安定材の表 2 - 2 - 23 及び表 2 - 2 - 32 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 32 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状（ポーラスアスファルト舗装用）

項目		種類及び記号	PKR-T
エングラード (25℃)			1~10
セイボルトフロール秒 (50℃)		s	—
ふるい残留分 (1.18mm)		%	0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽(+)
留出油分 (360℃までの)			—
蒸発残留分		%	50 以上
蒸発残留物	針入度 (25℃) 1/10mm		60 を超え 150 以下
	軟化点	℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃) N・m	3.0 以上
		(15℃) N・m	—
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5 以上
(15℃) N・m		—	
貯蔵安定度(24hr)質量		%	1 以下
浸透性		s	—
凍結安定度 (-5℃)			—

(日本アスファルト乳剤協会規格)

- (6) グースアスファルトに使用するアスファルトは表 2 - 2 - 30 の規格に適合するものとする。
- (7) グースアスファルトは、表 2 - 2 - 31 の規格を標準とするものとする。
- (8) 砕石マスチックは、次の規格を標準とするものとする。
- ① 砕石マスチックに使用するアスファルトはポリマー改質アスファルトⅡ型 (表 2 - 2 - 28) とする。
 - ② 砕石マスチックに使用する粗骨材は表 2 - 2 - 33 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 33 砕石マスチックに用いる粗骨材の標準的の性能

項目		単粒度砕石 (JIS A 5001)		試験方法
		6号砕石	7号砕石	
通過質量百分率 (%)	19.0 mm	100	—	JIS A 1102
	13.2 mm	85~100	100	
	4.75 mm	0~15	85~100	
	2.36 mm	—	0~25	
	1.18 mm	—	0~5	
標準比重		2.45 以上	2.45 以上	JIS A 1110
吸水量 (%)		3.0 以下	3.0 以下	
すりへり減量 (%)		30 以下	—	JIS A 1121
細長・偏平率 (%)		10 以下	—	舗装調査・試験法便覧
安定性 (%)		12 以下	12 以下	JIS A 1122

- ③ 砕石マスチックに使用する細骨材は「舗装設計施工指針（社）日本道路協会」の規定の品質を満足するものとする。
- ④ 砕石マスチックに使用するフィラーは、原則として石灰岩を粉砕した石粉とする。なお、使用する石粉の水分は1.0%以下とし、表2-2-34の粒度に適用するものとする。
- ⑤ 砕石マスチックに使用する添加材は植物性繊維とし、表2-2-35の規格に適用するものとする。

表2-2-34 砕石マスチックに用いる石粉の粒度規格

ふるい目	通過質量百分率 (%)
600 μ m	100
150 μ m	90~100
75 μ m	70~100

表2-2-35 砕石マスチックに用いる添加材の標準的な性能

項目	規格値	試験方法
α -セルロース含有量 (%)	75 \pm 5	
pH	7.5 \pm 1	DIN 53124
かさ密度 (g/l)	30 \pm 5	DIN 53124

(9) 橋面防水材は、次の規格を標準とするものとする。

- ① 橋面防水工に使用する塗膜系防水材は表2-2-36、37の規格に適用するものとする。

表2-2-36 プライマーの品質

(合成ゴム・合成樹脂入りアスファルト溶剤型または水性プライマー)

項目	種類	Co床版	鋼床版	試験方法
	指触乾燥時間 (23℃) 分		60分以内	
不揮発分 %		20以上	50以上	JIS K 6833
作業性		塗り作業に支障のないこと		JIS K 5600-1-1
耐水性		5日間で異常のないこと		JIS K 5600-6-1

表2-2-37 アスファルト加熱型防水材の品質

(合成ゴム・合成樹脂入りアスファルト系)

項目	規格値	試験方法
針入度 (円錐針) mm	1~5	舗装試験法便覧 4-12-2
軟化点 ℃	80以上	JIS K 2207
引張強度 (23℃) Mpa	0.35以上	JIS K 6021
破断時の伸び率 %	300以上	JIS K 6021
耐アルカリ性 (23℃)	異常のないこと	JIS K 5600-6-1
耐塩水性 (23℃)	異常のないこと	JIS K 5600-6-1
骨材	4号または5号硅砂	

② 橋面防水工に使用するシート系防水材は表 2 - 2 - 38、39、40 の規格に適用するものとする。

表 2 - 2 - 38 プライマーの品質
(合成ゴム・合成樹脂入りアスファルト溶剤型または水性プライマー)

種 類			
項 目	C o床版	鋼床版	試験方法
指触乾燥時間 (23℃) 分	60 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1-1
不揮発分 %	20 以上	50 以上	JIS K 6833
作業性	塗り作業に支障のないこと		JIS K 5600-1-1
耐水性	5 日間で異常のないこと		JIS K 5600-6-1

表 2 - 2 - 39 シート系防水材の品質

項 目	規格値	試験方法
厚さ	1.0~3.5	
引張強さ (長手、幅方向とも) %	100 以上	
最大荷重時の伸び率 (長手、幅方向とも) %	— (試験値を記載)	
低温可とう性	5 個中 4 個以上合格	
吸水膨脹性 (長手、幅方向とも) %	0.0±1.0	
加熱収縮率 (長手、幅方向とも) %	0.0±3.0	
耐アルカリ性 (23℃)	飽和水酸化カルシウム水溶液に 15 日間浸して異常のないこと	JIS K 5600-6-1
耐塩水性 (23℃)	3%食塩水溶液に 15 日間浸して異常のないこと	JIS K 5600-6-1

表 2 - 2 - 40 貼り付け用アスファルトの品質

項 目	規格値	試験方法
軟化点 °C	100 以上	JIS K 2207
針入度 (25℃) 1/10 mm	20~40	JIS K 2207
針入度指数	5 以上	JIS K 2207
蒸発質量変化率 %	1 以下	JIS K 2207
引火点 °C	280 以上	JIS K 2265
トルエン可溶分 %	95 以上	JIS K 2207
フラスゼい化点 °C	-15 以下	JIS K 2207
だれ長さ mm	8 以下	JIS K 2207
加熱安定性 °C	5 以下	JIS K 2207

2 その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト)

JIS K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールピッチ)

3 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2 - 2 - 41、42、43 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 41 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用

項目		規格値	試験方法
密度(15℃) [注]	g/cm ³	—	JIS K 2249
粘度(25℃)	SFS	15～85	舗装調査・舗装試験法便覧
蒸発残留分	%	60 以上	
蒸発残留物	密度(15℃) [注]	g/cm ³	JIS K 2249
	引火点(COC)	℃	200 以上
	粘度(60℃)	mm ² /s	50～300
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2 以下
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下
組成分析 [注]		—	舗装調査・舗装試験法便覧

[注] 測定値を報告する。

表 2 - 2 - 42 再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用

項目		規格値	試験方法
密度(15℃) [注]	g/cm ³	—	JIS K 2249
引火点(COC)	℃	200 以上	舗装調査・舗装試験法便覧
粘度(60℃)	mm ² /s	50～300	
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2 以下	
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	
組成分析 [注]		—	

[注] 測定値を報告する。

表 2 - 2 - 43 再生用添加剤の品質 プラント再生用

項目		標準的性状
密度(15℃) [注5]	g/cm ³	—
動粘度(60℃) [注2]	(mm ² /s)	80～1,000
引火点 [注3]	℃	230 以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃) [注4]		2 以下
薄膜加熱質量変化率 [注4]	%	±3 以下
組成分析 [注5]		—

[注1] 再生用添加剤の品質は、使用実績をもとにアスファルト系及び石油潤滑油系を主体に定めたものである。動植物油系、アスファルト乳剤系等については、使用実績が少ないのでその品質は示していない。

[注2] 動粘度(60℃)は、旧アスファルトの針入度等の性状を回復できること及び引火点も考慮して定めたものである。

[注3] 引火点は、再生加熱アスファルト混合物製造時における作業の安全性を配慮して示している。

[注4] 薄膜加熱後の粘度比及び薄膜加熱質量変化率は、再生用添加剤そのものの耐熱性を評価するために示している。

[注5] 測定値を報告する。

共 - 1 - 2 - 2 - 9 芝 <掲載省略>

共 - 1 - 2 - 2 - 10 目地材料 <掲載省略>

共 - 1 - 2 - 2 - 11 塗料 <掲載省略>

共 - 1 - 2 - 2 - 12 道路標識及び区画線

1 道路標識 <掲載省略>

2 区画線の品質は、表 2 - 2 - 46 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 46 溶着式路面標示の材料規格

材 料	規 格
溶 融 用 ペ イ ン ト	JIS K 5665 (路面標示用塗料 (溶融用) 3 種 1 号)
ガ ラ ス ビ ー ズ	JIS R 3301 (路面標示塗料用ガラスビーズ)
プ ラ イ マ ー	合成ゴム系

共 - 1 - 2 - 2 - 13 その他

1 エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によるものとする。

2 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6745 (プラスチック - 硬質ポリ塩化ビニルシート - タイプ、寸法及び特性 - 第 1 部 : 厚さ 1mm 以上の板)

JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)

JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)

JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)

JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)

JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)

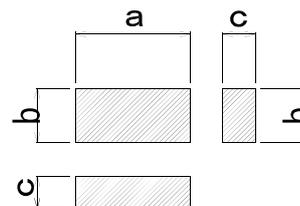
3 れんが・焼過れんが

(1) 普通れんがは、JIS R 1250 (普通れんが) の規格に合格したものを使用しなければならない。なお、表層及び表面仕上げに使用する場合は、特に指定のない限り 2 種を使用しなければならない。

(2) 焼過れんがは表 2 - 2 - 47 に示す規格に適合し、形状良好でワレやキズの少ないものでなければならない。なお試験方法及び検査は、JIS R 1250 (普通れんが) の規格による。また隣接して同種類や同色のカラーがある場合は、色調が合うよう配慮しなければならない。

表 2 - 2 - 47 焼過れんがの規格

寸法 (mm)		a	b	c
	定形		210	100
許容差		±5.0	±3.0	±2.5
圧縮強度	33MPa (330kgf/cm ² 以上)			
質量	2.40kg/個以上			
吸水率	15%以下			



4 ブロック舗装工用舗装材

ブロック舗装工で使用する材料は、次の規定によるものとする。

- (1) インターロッキングブロックは、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) の規格、及び、インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (インターロッキングブロック舗装技術協会) の規定によるものとする。なお、設計図書において標準色と指定した場合は、赤、黄、白、緑、茶、黒、グレーの7色より監督職員が指示するものとする。
- (2) コンクリートブロック平板及びテラゾブロック平板
 - ① コンクリートブロック平板は、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) の規格によるものとする。
 - ② テラゾブロック平板 (研磨タイプ・研磨ショットタイプ含む。) は、JIS A 5411 (テラゾ) の規格によるものとする。
 - ③ テラゾブロック平板の形状・寸法は、設計図書によるものとする。なお、舗設前にテラゾブロック平板の見本品を作製し、色、形状等について監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 保水性ブロックは、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) の規格によるものとする。

5 石材 (花崗石) は、JIS A 5003 (石材) に準じて切出したもので、次の規定に適合しなければならない。

- (1) 寸法の不正確、そり、き裂、むら、腐れ、欠け及びへこみなどの欠点がほとんどないものでなければならない。
- (2) 歩車道境界ブロックの天面及び車道側の側面は2回ビシャン仕上げとし、その他の面はノミで切下げるのを原則とする。
- (3) 地先境界ブロック及び舗装境界ブロックの天面の仕上げは設計図書によるものとし、両側面及び両端部は、特に仕上げを必要としないが、ダイヤモンドカッターによる切断面とする。

(4) 歩車道境界ブロック（花崗石）、地先境界ブロック（花崗石）及び舗装境界ブロック（花崗石）の形状寸法は、道路工事標準設計図集（ 5. 道路附属施設工(2)縁石工）によるものとする。ただし、面取りはしないものとする。

(5) 道路境界標柱石

- ① 著しい赤褐色を帯びたり腐食の斑点を帯びるなどの欠点がないものでなければならない。
- ② 折損のおそれがある節目があってはならない。
- ③ 品質が脆弱で外皮が付着したものであってはならない。
- ④ 寸法は、18cm 角、高さ 40cm とする。
- ⑤ 天面はバーナー仕上げとし、側面 4 面は特に仕上げを必要としないが、ダイヤモンドカッターによる切断面とする。
- ⑥ 各辺は直角にするものとする。

(6) ブロック舗装工用舗装材

- ① 受注者は、設計図書によって定められた形状寸法、仕上げ、目地幅、種類構造及び配置は厳守しなければならない。
- ② 受注者は、使用材料については、道 - III - 2 - 3 - 11 ブロック舗装工第 9 項（大阪市建設局工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）「第 III 編道路第 2 章舗装」に規定）の規定により滑り抵抗値を測定するものとする。

第 3 節 下水道施設土木工事材料

共 - 1 - 2 - 3 - 1 適用

- 1 本節は、当会社が請負契約により施行する下水道施設土木工事類に適用する。
- 2 使用材料の品質管理基準及び規格値は、大阪市建設局工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）に定める土木工事施工管理基準及び工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）添付資料「27 下水道施設土木工事施工管理基準(案)」によるものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 2 使用材料

1 一般事項

- (1) 本節は、使用材料の品質について適用する。
- (2) 受注者は、使用材料の選定にあたり、本章「第 1 節一般事項及び第 2 節土木工事材料」の規定による他、本節の規定によらなければならない。

共 - 1 - 2 - 3 - 3 改良土

改良土の規格については、共 - 1 - 2 - 2 - 1 土第 3 項の規定によるものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 4 下水汚泥溶融スラグおよび同混合改良土 <掲載省略>

共 - 1 - 2 - 3 - 5 再生砂

- 1 再生砂は、設計図書の定めに基づき、埋戻し材料（管基礎及びます設置工の砂基礎等）に使用するものとする。
- 2 再生砂の規格については、共 - 1 - 2 - 2 - 2 石及び砂第 8 項の規定によるものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 6 購入土

- 1 購入土は、転石、粘土塊、ごみを含まず、かつ有機物等を有害量含まないものとする。購入土は、表 2 - 3 - 1 の規格に適合するものとする。

表 2 - 3 - 1 購入土の規格

19mm ふるい通過質量	0.425mm ふるい通過質量	0.075mm ふるい通過質量	レキの寸法	塑性指数 P I (0.425mm ふるい通過質量)
90~100%	10~90%	0~25%	25mm	10 以下

共 - 1 - 2 - 3 - 7 砂

- 1 埋戻し材料として使用する砂は、川砂または海砂とし、表 2 - 3 - 2 の規格に適合するものとする。

表 2 - 3 - 2 砂の規格（埋戻し用）

0.075mm ふるいを通 過する質量	試験方法	規 格
	JISA1204 (土の粒度試験方法)	10%以下

- 2 コンクリート及びモルタルに使用する砂は洗砂とし、表 2 - 8 に示す細骨材の粒度の標準に適合するものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 8 石材及び骨材

- 1 再生砕石、道路用砕石、割栗石、骨材並びに板石は、均質、清浄、強度、耐久性があり、ごみ、泥を含まず、かつ有機不純物等を有害量含まないものとする。
- 2 再生砕石（基礎用を含む。）及び道路用砕石は、次の規定に適合するものとする。
 - (1) 再生砕石の粒度は、表 2 - 3 - 3 に適合するものとする。

表 2 - 3 - 3 再生碎石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲(呼び名)	
		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)
通過 質量 百分 率 (%)	53.0 mm	100	
	37.5 mm	95~100	100
	31.5 mm	—	95~100
	26.5 mm	—	—
	19.0 mm	50~80	55~85
	13.2 mm	—	—
	4.75 mm	15~40	15~45
	2.36 mm	5~25	5~30

(注)再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

(2) 割ぐり石は、JISA5006（割ぐり石）の規格に適合するものとする。

(3) コンクリート用骨材は、共 - 1 - 2 - 2 - 3 骨材第 1 項及び第 2 項の規定によるものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 9 木材

- 1 木材は、所定の形状寸法を有し、使用上有害な腐れ、呑み、曲り、抜節、割れ等の欠陥のないものとする。
- 2 木杭は、樹皮をはいだ生松丸太とし、割れ、曲り、抜節等の欠陥のないものとする。杭径は元口から末口までほぼ一様に変化しており、かつ、杭両端面の中心を結ぶ直線が杭外にでないものとする。なお、杭の指定寸法は樹皮を除いた末口寸法とする。
- 3 型枠に使用する木板、合板は、それぞれ JIS 規格及び JAS に定める規格並びに設計図書の定めに適合するものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 10 鋼材

- 1 工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものとする。
- 2 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。
- 3 鉄筋は、JIS G3112（鉄筋コンクリート用異形棒鋼）の規格に適合するものとする。
- 4 平鋼、形鋼及び鋼板等は、以下の規格に適合するものとする。
 - (1) JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）規定の SS400
 - (2) JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）
 - (3) JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）

(4) JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状・寸法・質量並びにその許容差)

(5) JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

(6) JIS G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差)

(7) JIS G 3194 (熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

(8) JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)

5 鋼管は、JISG3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) 規定の、S T K400 の規格に適合するものとする。

(1) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

(2) JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)

(3) JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

6 鋼製杭は、以下の規格に適合するものとする。

(1) JIS A 5525 (鋼管ぐい)

(2) JIS A 5526 (H形鋼ぐい)

(3) JIS A 5530 (鋼管矢板)

7 鋼矢板は、JISA5528 (熱間圧延鋼矢板) の規格に適合するものとする。

(1) JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)

8 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

(1) JIS B 1180 (六角ボルト)

(2) JIS B 1181 (六角ナット)

(3) JIS B 1181 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)

(4) JIS B 1256 (平座金)

9 鋼製型枠は、JISA8652 (金属製型わくパネル) の規格に適合するものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 1 1 既製杭 <掲載省略>

共 - 1 - 2 - 3 - 1 2 セメント及び混和材料

セメント及び混和材料については、共 - 1 - 2 - 2 - 6 セメント及び混和材料の規定によるものとする

共 - 1 - 2 - 3 - 1 3 コンクリート及びモルタル

1 コンクリートは、レディーミクストコンクリートを標準とする。ただし、小規模な工事または特別な事由がある場合に限り、監督職員の承諾を得て現場練りとする事ができる。

2 本条に定めのない事項は、「第3章無筋・鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。

3 コンクリートに使用するセメントの使用区分は、表2 - 3 - 4によるものとする。

表 2 - 3 - 4 セメントの使用区分

工 事 \ 区 分	高炉セメントB種を使用 するコンクリート	普通ポルトランドセメント を使用できるコンクリート
管路施設工事	現場打ち暗渠・シールド二次 覆工、鉄筋コンクリート構造 の会所等	捨コンクリート・管保護等の無筋 コンクリート構造物
抽水所(ポンプ場)・ 処理場施設工事	土木構造物等	門・塀・場内整備等

4 レディーミクストコンクリートの配合は、設計図書の定めによるものとする。ただし、当該定めがない場合は、表 2 - 3 - 5 を標準とし、配合計画について監督職員の確認を得るものとする。

表 2 - 3 - 5 レディーミクストコンクリート標準配合表

配 合 仕 様		呼 び 強 度 N/mm ²	スラ ン プ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	セメント の種類	配合 番号	摘 要
コンクリート種別	打設方法						
鉄筋構造物用 (壁・スラブ)	人 力	24	12	20	B B	1	W/C 55%以下
鉄筋構造物用 (ベース)		24	8	20	B B	2	W/C 55%以下
無筋構造物用		18	8	20 (または40)	B B	3	Nも 使用可
捨 用		18	8	20 (または40)	B B	4	Nも 使用可
鉄筋構造物用	機 械	24	12	20	B B	5	W/C 55%以下
無筋構造物用		18	12	20 (または40)	B B	6	
シールド 二次覆工用		24	15	20	B B	7	
連続地中壁 場所打ち杭用		30	18	20	B B	8	

[注 1] 塩化物含有量については、0.30kg/m³ (塩化物イオン質量) 以下とする

[注 2] B Bは高炉セメントB種、Nは普通ポルトランドセメントを表す。

[注 3] 整流壁等の薄い部分に使用する、豆砂利コンクリートは特記仕様書によるものとする。

5 現場練りコンクリートは、次の規定によるものとする。

(1) 現場練りコンクリートは、無筋構造物、集水ます用コンクリート、または捨コンクリート以外に使用してはならない。

(2) 現場練りコンクリートの配合強度は、設計図書の定めによるものとし、施工計画書に配合等を記載しなければならない。

(3) 現場練りコンクリートの品質を確かめるための検査は、小規模な工事である場合、監督職員の承諾を得て省くことができる。

6 モルタル 1 m³当たりの標準配合は、表 2 - 3 - 6 のとおりとする。

表 2 - 3 - 6 モルタルの標準配合

分類	示方配合	セメント	洗 砂	摘 要
第 1 号	1 : 1	1,100kg	0.75m ³	
第 2 号	1 : 2	720kg	0.95m ³	一般用
第 3 号	1 : 3	530kg	1.05m ³	

7 防水モルタルは、前項の示方配合 1 : 2 に防水剤を適量混合するものとし、防水剤の品質及び混合量等を記載した配合計画書を監督職員に提出するものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 1 4 下水道施設用材料

1 鉄筋コンクリート管

下水道用遠心力鉄筋コンクリート管（以下「遠心力鉄筋コンクリート管」という。）は、次の規格に適合するものとする。

- (1) JSWAS A-1（下水道用鉄筋コンクリート管）
- (2) JSWAS A-2（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）
- (3) JSWAS A-6（下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管）

2 硬質塩化ビニル管

下水道用硬質塩化ビニル管（以下「硬質塩化ビニル管」という。）は、次の規格に適合するものとする。

- (1) JSWAS K-1（下水道用硬質塩化ビニル管）
- (2) JSWAS K-6（下水道推進工法用硬質塩化ビニル管）
- (3) 取付管(呼び径 150mm または 200mm)は、社団法人日本下水道協会が認定する「Ⅱ類認定適用資器材」下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管（取付管用）を使用することができる。
- (4) 組立マンホール用及び集水ます用に使用する材料は、JSWAS K-13（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）とする。

3 強化プラスチック複合管

下水道用強化プラスチック複合管は、JSWAS K-2（下水道用強化プラスチック複合管）の規格に適合するものとする。

- 4 セグメンシールド工事用セグメント（以下、「セグメント」という。）は、JSWAS A-3、A-4（下水道シールド工事用セグメント）の規格に適合するものとする。
- 5 鋼管は、次の規格に適合するものとする。
- (1) JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管）
 - (2) JIS G 3451（水輸送用塗覆装鋼管の異形管）
 - (3) JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
- 6 鋳鉄管類
- 鋳鉄管及びその付属品は、次の規格に適合するものとする。
- (1) JSWAS G-1（下水道用ダクティル鋳鉄管）
 - (2) JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクティル鋳鉄管）
 - (3) JIS G 5526（ダクティル鋳鉄管）
 - (4) JIS G 5527（ダクティル鋳鉄異形管）
 - (5) JIS B 2062（水道用仕切り弁）
 - (6) JWVA B 137（水道用急速空気弁）
- 7 組立マンホールは、JSWAS A-11（下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール）の規格に適合するものとする。
- 8 蓋（下水道用マンホール蓋、下水道用中間ます鉄蓋、集水ますⅡ型密閉鉄蓋、集水ますⅢ型鉄蓋、集水ますⅣ型鉄蓋）は、土木工事請負共通仕様書（工事編）添付資料「27 工事事用材料仕様書」（以下「工事事用材料仕様書」という。）の規格に適合するものとし、下水道工事事用材料販売業者採用要綱に基づき、大阪市が採用決定している業者の製品とする。
- 9 足掛金物は、芯材にポリプロピレン樹脂を被覆処理したものとする。
- 芯材は JIS G 4303（冷間圧延ステンレス鋼板）の規格の SUS403 または SUS304 に適合するものとし、樹脂被覆は JIS K 6921（ポリプロピレン成形用及び押出用材料）の規格の 3 種 1 類に適合（黄色に着色）するものとする。
- 10 レンガは、JISR1250（普通レンガ）の規格に適合するものとする。
- 11 コンクリートブロック類
- 集水ます用ブロック、集水ますⅡ型ブロック、マンホール蓋架台ブロック、マンホール蓋調整ブロックは、工事事用材料仕様書の規格に適合するものとし、下水道工事事用材料製造業者採用要綱に基づき、大阪市が採用決定している業者の製品とする。
- 12 簡易集水ます用ブロックは、工事事用材料仕様書の規格に適合するものとする。
- 中間ますは、JSWAS K-9（下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール）の規格に適合するものとする。

共 - 1 - 2 - 3 - 15 舗装用材料

- 1 アスファルト舗装の材料は、次の各号に掲げる規定を適用する。
- (1) 共 - 1 - 2 - 2 - 3 骨材第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項
 - (2) 道 - I - 1 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料

(大阪市建設局工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)「第Ⅰ編道路・河川共通第1章一般施工」に規定)

2 コンクリート舗装の材料は、次の各号に掲げる規定を適用する。

(1) 共 - 1 - 2 - 2 - 3 骨材第1項、第2項、第3項

(2) 道 - I - 1 - 6 - 3 コンクリート舗装の材料(大阪市建設局工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)「第Ⅰ編道路・河川共通第1章一般施工」に規定)

3 瀝青材料は、次に掲げる規定を適用する。

(1) 共 - 1 - 2 - 2 - 8 瀝青材料第1項

4 舗装ブロックの材料は、次の各号に掲げる規定を適用する。

(1) 共 - 1 - 2 - 2 - 7 セメントコンクリート製品

(2) 共 - 1 - 2 - 2 - 13 その他第3項、第4項及び第5項

5 区画線の材料は、次の各号に掲げる規定を適用する。

(1) 共 - 1 - 2 - 2 - 12 道路標識及び区画線第2項

共 - 1 - 2 - 3 - 16 許容応力度

1 木材の許容応力度は、表2-3-7のとおりとする。

表2-3-7 木材の許容応力度(N/mm²)

品 種		曲げ	せん断	圧縮
木 材	針葉樹(あかまつ)	13.5 {135 }	1.05 {10.5}	12.0 {120 }
	広葉樹(かし)	19.5 {195 }	2.1 {21}	13.5 {135 }

[注] 表中の { } 内数値は従来単位(kgf/cm²)を示す。

2 鉄筋及びコンクリートの許容応力度は、表2-3-8のとおりとする。

表 2 - 3 - 8 鉄筋及びコンクリートの許容応力度 (N/mm²)

品 種	許容応 力度の 種 類	曲 げ 圧 縮 応 力 度	曲 げ 引 張 応 力 度	せん断応力度		付着応力度		支 圧 応 力 度 (注5)
				斜引張鉄筋の計 算をしない場合	斜引張鉄筋の計 算をする場合	異 形 鉄 筋	普 通 丸 鋼	
				はり・スラブ の 場 合 (注3)	せん断力のみの 場 合			
	鉄筋コンクリート 呼び強度 24N/mm ²	(注1) 9	—	0.45	(注4) 2.0	1.6	0.8	7.2
	無筋コンクリート 呼び強度 18N/mm ²	(注2) 4.5	0.22	—	—	—	—	5.4
	泥水置換工法用 コンクリート 呼び強度 30N/mm ²	8	—	0.39	(注4) 1.7	1.2	—	(注6)
コ ン ク リ ー ト 棒 鋼	SD 345	196	196	—	—	—	—	—
	SD 295 (A、B)	176	176	—	—	—	—	—
	SR 235	137	137	—	—	—	—	—

[注1] 軸方向を伴う場合を含む。

[注2] 偏心軸方向荷重を受ける場合を含む。

[注3] 押抜きせん断を考慮する場合は、この値の割増を行う。

[注4] ねじりの影響を考慮する場合は、この値の割増を行う。

[注5] 局部的載荷の場合は、土木学会制定コンクリート標準示方書(設計編)の規定による。

[注6] $\{ (0.25 + 0.05A/Aa) \times 24 \}$ の式より求める (A:コンクリートの支圧分布面積、Aa:支圧を受ける面積)。ただし、12N/mm²以下とする。

3 鋼材の許容応力度は、表 2 - 3 - 9 のとおりとする。

表 2 - 3 - 9 鋼材の許容応力度 (N/mm²)

許容応力度の種類 品 種		軸 方 向 引 張 力 度	軸方向圧縮 応 力 度	曲 げ 引 張 応 力 度	曲げ圧縮 応 力 度	せん断 応 力 度	支圧応力 度 (鋼板と の間)	備 考
一般構造用 圧延鋼材 S S 400		140	$\frac{l}{r} \leq 18 : 140$ $18 < \frac{l}{r} \leq 92 :$ $140 - 0.82 \left(\frac{l}{r} - 18 \right)$ $92 < \frac{l}{r} :$ $\frac{1,200,000}{6.700 + \left(\frac{l}{r} \right)^2}$	140	$\frac{l'}{b} \leq 4.5 : 140$ $4.5 < \frac{l'}{b} \leq 30 :$ $140 - 2.4 \left(\frac{l'}{b} - 4.5 \right)$	80	210	l : 部材の有効座屈長 (cm) r : 部材の総断面の断面二次半径 (cm)
溶接構造用 圧延鋼材 S M 490		185	$\frac{l}{r} \leq 16 : 185$ $16 < \frac{l}{r} \leq 79 :$ $185 - 1.2 \left(\frac{l}{r} - 16 \right)$ $79 < \frac{l}{r} :$ $\frac{1,200,000}{5,000 + \left(\frac{l}{r} \right)^2}$	185	$\frac{l'}{b} \leq 4 : 185$ $4 < \frac{l'}{b} \leq 30 :$ $185 - 3.8 \left(\frac{l'}{b} - 4 \right)$	105	280	l : 圧縮フランジ固定点間距離 (cm) b : 圧縮フランジ幅 (cm)
仕上げボルト S S 400		—	—	—	—	90	210	
矢 板	鋼矢板	—	—	180	180	—	—	S Y 295
	軽量 鋼矢板	—	—	140	140	—	—	S S 400
溶接部 (工場溶接)	突合せ溶接	SS 400	140	140	140	140	80	工場溶接はX線検査又は引張試験等によって確認する以外は母材強度の90%とする。
		SM 490	185	185	185	185	105	
	すみ肉・部分接	SS 400	—	—	—	—	80	現場溶接は母材強度の80%とする。
		SM 490	—	—	—	—	105	

4 許容応力度の割増し

仮設材に使用する場合は、工事の規模及び使用条件・使用期間等を考慮のうえ、表 2 - 3 - 7、表 2 - 3 - 8、表 2 - 3 - 9 に示す許容応力度に 50% の割増をすることができる。

共 - 1 - 2 - 3 - 17 その他

安定液に使用するベントナイトは、群馬県産及び山形県産の 200～300 メッシュの Na 系ベントナイトを標準とする。使用するベントナイトは監督職員の承諾を得ること。

3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

- 1 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、「第2章工事材料」の規定によるものとする。
- 3 受注者は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策についての運用について」（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

- 1 受注者は設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）	（平成20年3月）
土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）	（平成20年3月）
土木学会 コンクリート標準示方書（構造性能照査編）	（平成14年3月）
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針	（平成12年2月）
国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）
国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）
土木学会 鉄筋定着・継手指針	（平成20年8月）
土木学会 鉄筋継手指針（その2）－鉄筋のエンクローズ溶接継手 （社）日本圧接協会（現：日本鉄筋継手協会）	（昭和59年9月）
鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	（平成17年4月）

- 2 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。
 - （1）鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（ $C1$ ）は、 0.30kg/m^3 以下とする。
 - （2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（ $C1$ ）は 0.30kg/m^3 以下とする。

(3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量 (C1) は 0.30kg/m^3 以下とする。

- 3 受注者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

共 - 1 - 3 - 3 - 1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) を適用する。

共 - 1 - 3 - 3 - 2 工場の選定

- 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認証工場 (改正工業標準化法 (平成16年6月9日公布) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により認証を受けた工場) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定し、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合には、本条第3、4項の規定によるものとする。
- 2 受注者は、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事検査時まで監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、JIS マーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

- 4 受注者は、JIS マーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認証工場であっても JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び共 - 1 - 3 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。
- 5 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

共 - 1 - 3 - 3 - 3 配合

- 1 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。
- 2 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 3 - 3 - 1 の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表によることができる。
- 3 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とする。

表 3 - 3 - 1 示方配合表

粗骨材の 最大寸法 (mm)	スラ ンプ (cm)	水セメント 比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材 率 (%)	単 位 量 (kg/m ³)					
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A

- 4 受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mm ふるいに留まる細骨材の量、5mm ふるいを通る粗骨材の量及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。
- 5 受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、第 2 項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員の確認を得なければならない。
- 6 受注者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。

第4節 コンクリートミキサー船<掲載省略>

第5節 現場練りコンクリート

共 - 1 - 3 - 5 - 1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

共 - 1 - 3 - 5 - 2 材料の貯蔵

- 1 受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。
- 2 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。
- 3 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

共 - 1 - 3 - 5 - 3 配合

受注者は、コンクリートの配合については、共 - 1 - 3 - 3 - 3 配合の規定によるものとする。

共 - 1 - 3 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ

1 計量装置

- (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする、なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

2 材料の計量

- (1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。
- (2) 受注者は、共 - 1 - 3 - 3 - 3 配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容とその都度、監督職員に通知しなければならない。
- (3) 計量誤差は、1回計量分に対し、「表 3 - 5 - 1 計量の許容誤差」の値以下とする。
- (4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。

その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3 - 5 - 1 計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。

(5) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。

表3 - 5 - 1 計量の許容誤差

材料の種類	許容誤差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

(7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をすすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。

3 練混ぜ

(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用するものとする。

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

(3) 受注者は、JIS A 8603 (コンクリートミキサ) に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。

やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。

(5) 練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で行わなければならない。

- (6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサ内に新たに材料を投入しなければならない。
- (7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。
- (8) ミキサは、練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造でなければならない。
- (9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。
- (10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。
- (11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。

第6節 運搬・打設

共 - 1 - 3 - 6 - 1 一般事項

本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱うものとする。

共 - 1 - 3 - 6 - 2 準備

- 1 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかななければならない。
- 2 受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。
- 4 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかななければならない。

共 - 1 - 3 - 6 - 3 運搬

- 1 受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。
- 2 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損うことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。
- 3 受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。

らない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

共 - 1 - 3 - 6 - 4 打設

- 1 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が 4℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、本章「第 9 節暑中コンクリート、第 10 節寒中コンクリート」の規定によらなければならない。
- 3 受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて 1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、受注者はこれを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。

共 - 1 - 3 - 6 - 5 締固め

- 1 受注者は、コンクリート締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートを 2 層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に 10 cm 程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。

共 - 1 - 3 - 6 - 6 沈下ひびわれに対する処置 <掲載省略>

共 - 1 - 3 - 6 - 7 打継目

- 1 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

2 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合、瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。

共 - 1 - 3 - 6 - 8 表面仕上げ

- 1 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。
- 2 受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、均したコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。
- 3 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、又はモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。

共 - 1 - 3 - 6 - 9 養生

- 1 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、又は散水、湛水を行い、少なくとも表3-6-1の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。

表3-6-1 コンクリートの養生期間 (日平均気温15℃以上の場合)

高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
7日以上	5日以上	3日以上

[注] 寒中コンクリートの場合は、本章「第10節寒中コンクリート」の規定による。

養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことをいう。

- 3 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。
- 4 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第7節 鉄筋工<掲載省略>

第8節 型枠・支保

共 - 1 - 3 - 8 - 1 一般事項

本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。

共 - 1 - 3 - 8 - 2 構造

- 1 受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。
- 2 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。
- 3 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板又はパネルの継目はなるべく部材軸に直角又は平行とし、モルタルの漏れない構造にしなければならない。
- 4 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。
- 5 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。

共 - 1 - 3 - 8 - 3 組立て

- 1 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。
- 2 受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。
- 3 受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され、工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。

共 - 1 - 3 - 8 - 4 取外し

- 1 受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受

ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。

- 2 受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。
- 3 受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。

第9節 暑中コンクリート

共 - 1 - 3 - 9 - 1 一般事項

- 1 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、本章「第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設」の規定によるものとする。
- 2 受注者は、日平均気温が 25℃を超えることが予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。

共 - 1 - 3 - 9 - 2 施工

- 1 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤及びA E減水剤を使用する場合は JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会 JSCE-D101 によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。
- 3 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。
- 4 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。
- 5 受注者は、コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。
- 6 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないように行わなければならない。

共 - 1 - 3 - 9 - 3 養生

受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打ち込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。

第10節 寒中コンクリート

共 - 1 - 3 - 10 - 1 一般事項

- 1 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めない事項は、本章「第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設」の規定によるものとする。
- 2 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想される時は、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
- 3 受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。

共 - 1 - 3 - 10 - 2 施工

- 1 受注者は寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。
 - (1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。
 - (2) 受注者は、材料を加熱する場合、水又は骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。
 - (3) 受注者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練りませ、運搬及び打込みを行わなければならない。
- 3 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。
- 4 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。

5 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。

6 受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除かなければならない。

共 - 1 - 3 - 10 - 3 養生

- 1 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートの打込み終了後直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。
- 4 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
- 5 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督職員が指示した場合のほかは、表3-10-1の値以上とするものとする。なお、表3-10-1の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-6-1に示す期間も満足する必要がある。

表3-10-1 寒中コンクリートの養生期間

断面 セメントの種類		普通の場合		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド [※] 普通ポルトランド [※] + 促進剤	混合セメントB種
構造物の露出状態	養生温度			
(1) 連続してあるいはしばしば 水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) 普通の露出状態にあり(1)に 属さない部分	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

注: W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。

第11節 マスコンクリート<掲載省略>

第12節 水中コンクリート<掲載省略>

第13節 水中不分離性コンクリート<掲載省略>

第14節 プレパックドコンクリート<掲載省略>

第15節 袋詰コンクリート<掲載省略>

第16節 超速硬コンクリート<掲載省略>